

海老名市教育委員会

(平成29年 12月 定例会議事日程)

日時 平成29年12月22日(金)

午後2時00分

場所 海老名市役所703会議室

教育長報告

日程第 1 報告第 22 号 非常勤特別職（海老名市えびなっ子しあわせ懇談会委員）の委嘱について

日程第 2 報告第 23 号 海老名市学校施設再整備計画の中間答申について

日程第 3 議案第 31 号 海老名市スクールライフサポート実施要綱及び事務処理要領の一部改正について



海老名市教育委員会

平成29年 12月定例会

◇教育長報告

1 主な事業報告

- 11月22日(水) 教育委員会11月定例会
教育課題研究会
温故館企画展見学(河原口坊中遺跡)
- 23日(木) 文化財公開セミナー(河原口坊中遺跡)
- 24日(金) 文化財保護委員会
学校地域ネットワークづくり運営委員会
部活動検討委員会
- 25日(土) 海老名市社会福祉協議会顕彰等贈呈式
調べる学習コンクール表彰式
- 26日(日) 神奈川県少年少女空手道選手権大会
県央・県北学童軟式野球大会閉会式
- 27日(月) 保護者負担経費検討委員会
校長との学校予算調整会議
- 28日(火) えびなっ子しあわせプラン推進会議
市長定例記者会見
社会教育委員会会議
- 29日(水) 市議会第4回定例会本会議(開会)
- 30日(木) よりよい授業づくり学校訪問(上星小)
初任者授業参観(杉本小)
一般質問答弁部内調整
- 12月 1日(金) 英語朝会(海西中)
一般質問答弁市長ヒアリング
- 2日(土) 海老名市歯科医師会懇親会
- 4日(月) 朝のあいさつ運動(海老名小)
- 5日(火) 12月校長会議

- 6日(水) 週部会
教育支援委員会
水辺の風景画コンクール表彰
- 7日(木) 文教社会常任委員会
- 8日(水) 平成30年度研修等打合せ
海老名小学校児童との面談
(総合教育会議提案児童5名)
- 11日(月) 英語朝会(上星小)
岡部教育委員退任あいさつ(市長・事務局)
- 12日(火) 市議会第4回定例会本会議一般質問
- 13日(水) 市議会第4回定例会本会議一般質問
- 14日(木) 臨時校長会議(児童生徒数推計)
タブレット活用授業参観(社家小)
- 15日(金) 市議会第4回定例会本会議(閉会)
酒井教育委員辞令交付式
- 16日(土) 地球のステージ
今泉中学校区3校合同地域懇談会
- 18日(月) 國學院大學田村教授来庁
指導主事研修会
和座海綾地区管理職組合代表者来庁
教育課題研究会
- 19日(火) 市教委・校長連絡会
- 20日(水) 週部会
平成30年度現職教育打合せ
えびなっ子しあわせ懇談会
- 21日(木) 岩手県東京事務所職員来庁
最高経営会議
- 22日(金) 朝のあいさつ運動(柏ヶ谷小)
第二学期終業式
社会教育委員会議
12月定例教育委員会



② コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入について

このことについては、「えびなっ子しあわせプラン」の6つの取組の最後のひとつとして、平成30年度小中学校全校導入に向けて、東柏ヶ谷小学校、有馬中学校を研究校とし、市教委・校長連絡会の場で協議を進めてきました。

協議の結果、今週19日の市教委・校長連絡会で平成30年度中の全校導入について、校長会と導入に向けての方向性を確認できましたので報告します。

このことにより、学校評議員制度については、今年度で廃止し、平成30年度からは学校運営協議会制度となります。

法的には、学校運営協議会を設置している学校をコミュニティ・スクールと規定します。

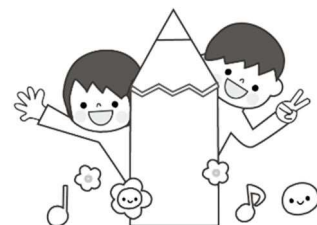
学校運営協議会は、保護者や地域住民、学校教職員、教育に関する有識者などからなる会議体で、学校の経営方針やその学校の子どもや教育にかかわる方向性や課題を議論（熟議）する場です。

私としては、各学校の地域の特性が異なることから、学校に実情に合わせて、3年間ぐらいをかけて、制度を充実してほしいと考えています。

そのため、私は、はじめは、すぐに文部科学省から示された形を受け入れるのではなく、現在の学校評議員や学校応援団（小学校の場合）の代表者に委員に就いていただき、その学校の学校運営協議会をどのように形にするかから協議をスタートすることがよいのではないかと考えています。

保護者や地域住民の中には、コミュニティ・スクールの導入について、よくわからないという方や大きな期待を抱いている方などがいますので、海老名市として、3年間をかけてゆっくりと形作るという考え方を周知する必要性を強く認識しているところです。

コミュニティ・スクールは、子どもにとって、学校にとって、地域にとって、よりよい学校のあり方や地域のあり方を話し合っ、それを具体的な活動として実現させる場です。そして、学校が地域コミュニティの核となる歩みですので、これからも、多くの方々の意見を聞きながら推進、充実させていきたいと思ひます。



3 市議会第4回定例会一般質問について

※別添資料

このことについて、12月12日、13日の両日に行われましたので、教育委員会にかかわる議員からの質問と答弁の概要を岡田教育部長から報告します。

以上でございます。



平成 29 年第4回定例会一般質問・教育部所管部分の質問・答弁

●宇田川希議員

【部活動のあり方について】（部活動検討委員会の検討内容など）

- これまで6回委員会を開催し、「部活動のねらい」「活動日数・活動時間」「外部指導者」「医療との連携」等に関する協議を行った。
- 協議に当たっては、整形外科医師からの医学的な助言、体育協会や部活動外部指導者、保護者代表の意見などを取り入れた。
- 活動日数は、週1日の休養日の設定、朝の活動は週4日以内、夏季休業中は3日以上連続休養日の設定を規定としてまとめた。
- 教員以外でも単独で顧問ができる「部活動指導員」を導入する。
- 医療との連携では、整形外科医師やトレーナー等が中学校を訪問し、成長期の体の特徴やけがの予防方法を指導してもらうことを考えている。
- 年内に報告書をまとめ、1月の教育委員会で、「海老名市部活動方針」を定める。
- 新年度からの全面実施に向けて、いくつかの中学校を指定して、学校長が活動日数と時間を管理するシステムを試行する。
- 方針を出した後も、継続的に改善を図っていく。

●日吉弘子議員

【就学援助の新入学用品費の支給について】

- 小学校1年生への新入学用品費については、今年度から、翌年度の新1年生に対して、1人あたり32,480円を入学前の2月末に支給する。
- 前倒し支給は、他に大和、伊勢原市で今年度から実施。いずれも3月。
- 支給額の見直しについては、医療費助成や野外教育への補助金など、他の支援策も含め総合的に検討する必要がある。引き続き研究する。

【防災行政無線について】（16時30分のアナウンス「子どもたちは帰りましょう」の後に「地域の方は、見守りをお願いします」などの文言を追加してはどうか）

- 早期の対応が可能である。今後検討する。

●永井浩介議員

**【子どもたちを取りまく環境について】（情報化社会の進展に伴う対応・学
童保育について）**

- 小中学校9年間の情報モラルの教育について、より実態に即したものとなるよう、見直しを考えている。
- さまざまな情報が氾濫する中、子どもたちには、分別をもって選択できる力、適切に対応できる力を身につけてほしいと考える。先進的な事例を参考にしながら検討していきたい。
- 市の学童保育は民設民営であるが、入所を希望する児童が全員入れるよう、教育委員会としても支援をしていきたい。

●福地茂議員

【市立小中学校校庭の安全性について】（大阪府堺市の校庭陥没事故を受けて。空洞調査を実施してみてもどうか）

- 校庭は、常に安全が確保されなければならない。日頃からの点検・確認など安全対策が必要。
- 堺市の陥没事故の原因は未だ不明とのことだが、井戸の跡と思われるものがあつた模様。市内小中学校で、井戸が確認されているのは、門沢橋小学校のみであり、現地確認したところ、校庭の隅にあり、しっかりふさがれていることから、事故の可能性はない。
- 井戸以外にも盛土・掘削や給排水工事に伴う埋め戻しもあることから、事故の可能性は否定できないため、学校と教育委員会が連携しながら、安全確保に努めていく。ご提案の空洞調査についても、具体的な方策の一つとして研究したい。

●志野誠也議員

【学童保育について】（補助金の充実で、どんな効果が得られているか）

- 補助額は、開設日数や児童数等により変動するが、年間概ね 500 万～600 万円。補助金の交付により、経営安定化や施設環境改善に一定の効果ができていると認識している。具体的には、支援員の処遇改善、常勤支援員の増員が図られ、児童の健全育成に寄与していると考えている。
- 保護者への責任、市からの補助金交付も踏まえ、個人事業者へは引き続き、法人化への取り組みを働きかけていく。
- 支援員の質の向上に関しては、県主催の研修に加え、市教職員向けの「配慮を要する児童への対応研修」「AED等救急講習」にも参加。他に自主的な研修も実施しているとのこと。市教委も適宜サポートしていく。
- 学童保育計画については、入所見込み数などの見直しを図る。見込み数の推計は、エリア分けや推計方法についても検討する。
- 福祉部門との連携も図りながら、切れ目のない支援を進める。
- 市内の学童事業所は、民設民営で、子どもたちの思いを大切に、それぞれの考え方で運営されており、自主性は尊重するべきだが、多くの子どもを預かる場として、安心安全が確保されるシステムは当然に求められるし、多額の補助金を投入している以上、市への説明も必要と考える。
- このため、今後は事業者を経営方針等、運営の方向性の確立を求めていく。また、その動きを支えていくことが市教委の務めと認識している。

●佐々木弘議員

【少人数学級・指導や人的体制について】

- 本市は、平成17年度から、先進的に少人数学級と少人数指導の両方を実施している。
- 平成 29 年度の少人数学級(1クラス 35 人)の実施状況は、小学校で約 90%、中学校で約 80%。
- 少人数学級・少人数指導は、児童生徒の学習意欲・学力の向上に効果があり、前回の総合教育会議の中で、中学生の提言・意見として、体制の維持を望む声もあった。今後も継続したい。
- さらなる拡大については、国の施策として実施すべきことと考える。市が独自で進める考えはない。現在の市独自の任用体制については、市教委が責任を持って管理する。
- 教職員の勤務実態は、県が調査をし、2月ごろ報告されるそうなので、その結果を見たいが、体制の整備は、国や県が進めるものと認識している。

【子ども・保護者への経済的支援のさらなる充実について】

- 小学校1年生への新入学用品費の、入学前の支給については、来年度新1年生になる子どもから対象とし、来年2月の支給を予定している。(新中1へは昨年度から実施)

【全国学力学習状況調査について】

- 海老名市では、平成 26 年度から分析と結果の公表を開始した。

- 市全体の結果は、市教委で教科ごとの正答率や分布、経年変化、誤答の傾向から把握した子どもたちの課題とそれらへの指導改善方法をまとめて、ホームページで公表している。
- さらに、質問紙調査の結果から分かった子どもたちの生活習慣や学習習慣の課題や、市の教育施策についても公表している。
- 学校ごとの結果は、学校が分析し、成果と課題、それに対する学校の取り組み、家庭へのお願いなどをまとめ、冊子で全家庭に配布。子どもたちの学習面・生活面の課題等を知っていただき、地域の方を含め、みんなで子どもたちを育てるという視点を持ってほしいと思う。
- 市教委としては、学校ごとの数値の公表は考えていない。

●中込淳之介議員

【子どもたちの体力について】(中学校部活動と医療との連携について)

- 来年度から中学校部活動と医療との連携を導入し、子どもたち自身が体のしくみに関する正しい知識やトレーニング方法を身につけ、けがの予防等ができるようにしていきたい。
- トレーナーは、さまざまな分野・資格を持つ人がいるので、学校のニーズなどに合った訪問ができるようにしていきたい。

報告第22号

非常勤特別職（海老名市えびなっ子しあわせ懇談会委員）の委嘱について

非常勤特別職（海老名市えびなっ子しあわせ懇談会委員）の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月22日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

非常勤特別職（海老名市えびなっ子しあわせ懇談会委員）について、新たに委嘱したため

非常勤特別職(海老名市えびなっ子しあわせ懇談会委員)の委嘱について

1 海老名市えびなっ子しあわせ懇談会委員について

今日的な教育課題の解決に向けた取組の方向性などについて、教育関係者など知識経験を有する者から広く意見を申し添えていただき、今後の教育行政に反映させるために委嘱している。

2 委嘱期間について

平成29年12月1日から平成32年3月31日まで

3 提案理由

新たに委嘱したいため

4 委嘱者

氏名	年齢	委嘱等内容	備考
掛川 賢良	64	新規	

5 名簿

別紙のとおり

海老名市えびなっ子しあわせ懇談会委員名簿

	氏名	年齢	略歴等
1	秋島 優子	68	元市立中学校長
2	高村 恵	68	元市立中学校長
3	小田島 恵子	52	元市立中学校PTA会長
4	武井 哲也	46	元市立中学校PTA会長
5	掛川 忠良	64	学識経験者

報告第23号

海老名市学校施設再整備計画の中間答申について

海老名市学校施設再整備計画の中間答申について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

平成29年12月22日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会から海老名市学校施設再整備計画の中間答申がなされ、その内容を報告したいため

海老名市学校施設再整備計画について

中間答申

平成 29 年 12 月 15 日

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 学校施設を取り巻く現状と課題	3
(1) 学校施設の概要	3
① 施設の配置状況	3
② 学校施設一覧	3
(2) 地域の状況	4
① 近年の人口動態	4
② 地域別将来推計	6
(3) 児童生徒数	7
(4) 学級数	8
4. 学校施設の建物状況	12
(1) 学校施設の老朽化状況の把握フロー	12
(2) 建物情報一覧表	19
5. 短期計画の考え方について	22
6. 短期計画について	24
〔1案〕7年計画	25
〔2案〕10年以上計画	27

1. はじめに

海老名市学校施設再整備計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、平成 29 年 7 月 6 日に、教育長より「老朽化が進む校舎の長寿命化とともに、少子化や学校施設のあり方に対応した施設の再編成を考慮した具体的な再整備計画について」の諮問を受け、この間、会議を 5 回開催し、学校施設及び児童生徒数の現状、再整備の先進事例、新たな学校施設の姿、短期計画などについて、意見交換と審議を重ねてまいりました。

また、海老名市教育委員会では、海老名市の 21 世紀の教育理念「ひびきあう教育」のもと、平成 27 年度に「えびなっ子しあわせプラン」を策定し、今後の海老名市立学校のあり方を「小中一貫教育」「海老名型コミュニティ・スクール」とし、その実現に向けて事業に取り組まれております。

海老名市学校施設再整備計画（以下「学校施設再整備計画」という。）は、この「えびなっ子しあわせプラン」の実現や安全安心な教育環境の整備を前提とし、学校施設の老朽化や学校を取り巻く現状・課題を踏まえ、市の財政負担や地域特性を考慮し、「持続可能」な学校整備を行うとともに、現在及び未来のえびなの子どもたちに「夢」を持ってもらうことができる計画となるよう【短期（10 年）計画】【中長期（20 年）】【超長期（40 年）計画】の三期に分け、必要な方策を検討します。

本中間答申は、これまでの議論を踏まえ、学校施設の老朽化に伴う施設整備の短期計画に対し、早期に予算へ反映いただけるよう、現時点における方向性を取りまとめたものです。

今後、この中間答申をもとに、将来の学校施設の規模や施設の再配置、また多機能化や複合化など、様々な観点から引き続き審議を進めることとします。

また、市民の皆さまから幅広くご意見をいただくために、パブリックコメント等を実施し、最終答申に向けさらに審議を重ねていきたいと考えています。

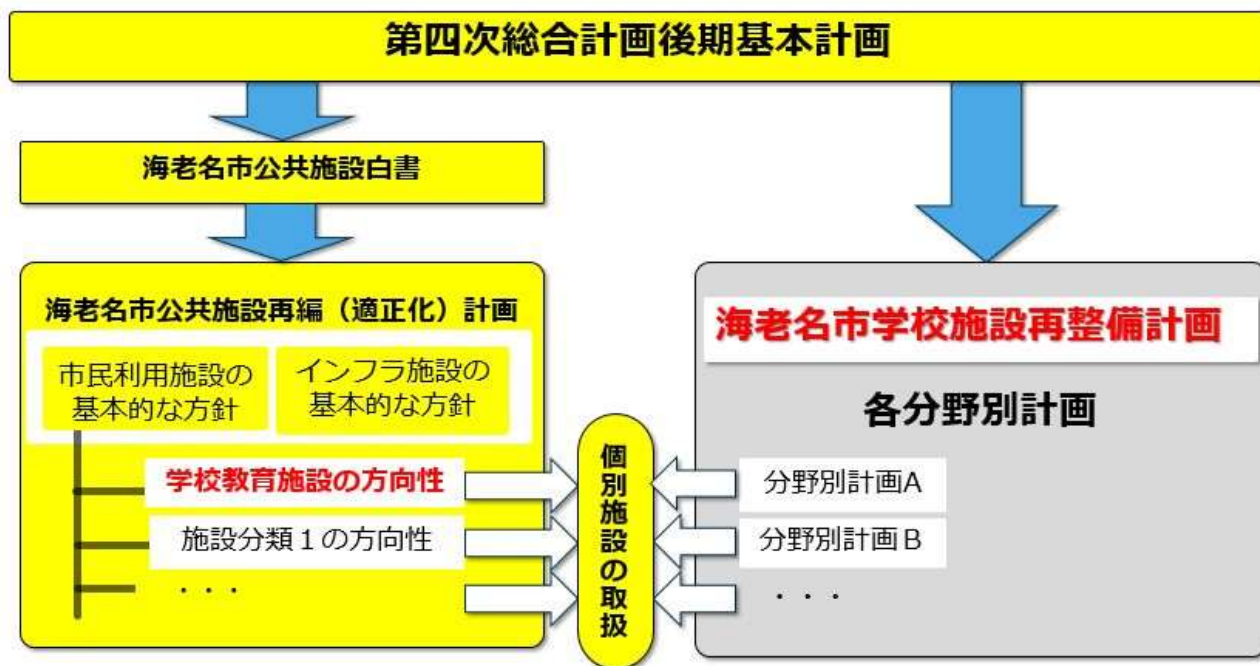
なお、中長期、超長期を含めた最終答申時には、短期計画の見直しを行った上で答申をいたします。

2. 本計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年度策定の「海老名市公共施設再編（適正化）計画（以下「再編計画）」の分野別計画に位置付けられるもので、老朽化の進む校舎の「長寿命化」とともに「少子化」や「将来の学校施設のあり方」に対応した施設の再編など、具体的な計画を示すものです。

再編計画では、将来の公共施設のあり方を検討し、再編・適正化を進めるための基本的な考え方や取り組みの方向性が示されました。

(1) 計画の位置づけ



(2) 基本的な考え方

「持続可能」な「夢」のある計画

本計画は、学校施設の再整備を行うことで、本市の「持続可能」な行政運営を可能とするとともに、現在及び未来のえびなの子どもたちに「夢」を与えることができる計画を策定します。

【短期計画（10年）】

学校施設（校舎、屋外運動場）の整備を計画的に実施することで、「良好な環境」を維持すると共に「施設の長寿命化」を進め、整備コストの縮減を検討します。

【中長期（20年）・超長期（40年）計画】

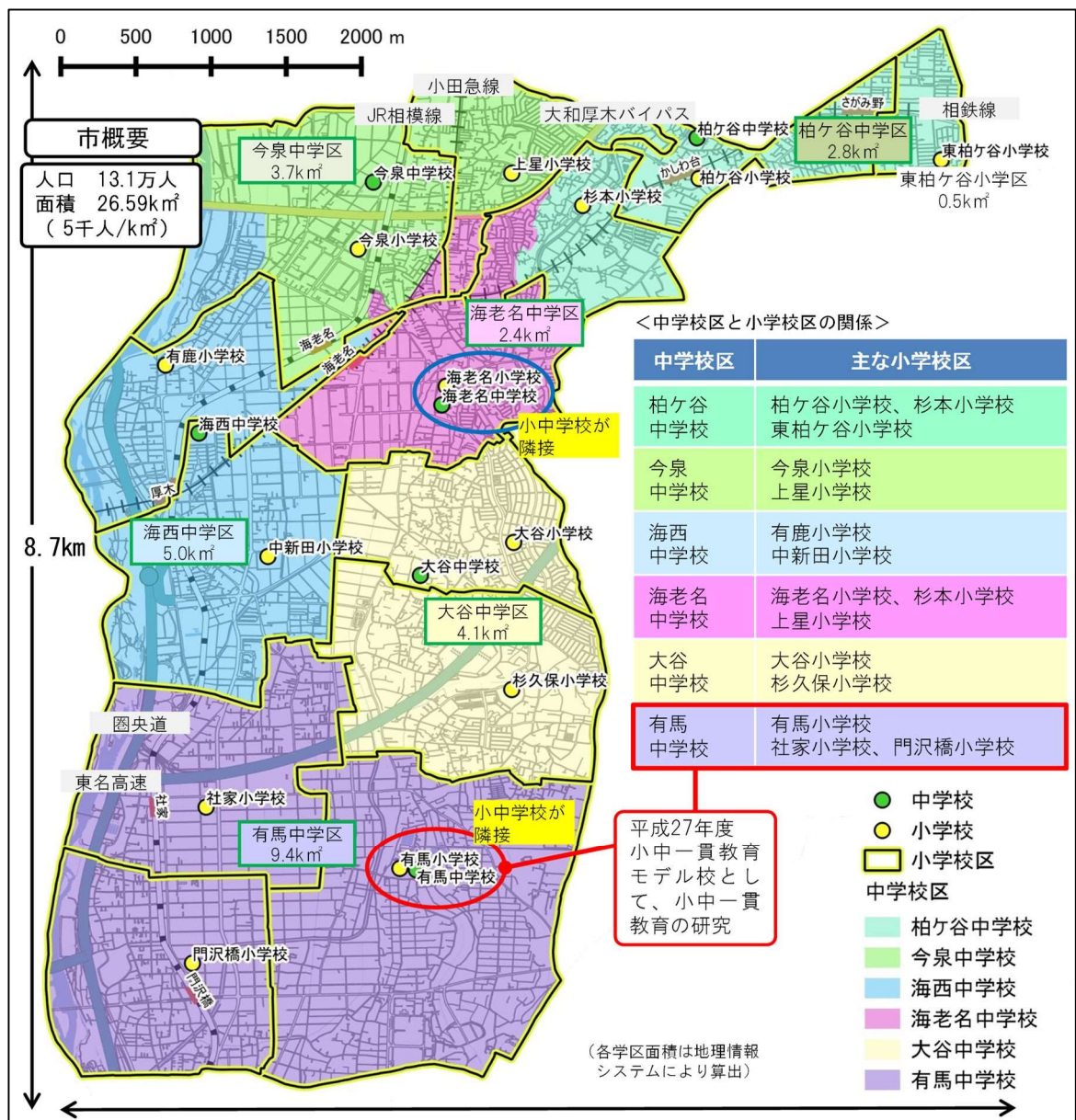
- 児童・生徒数の推移や他の公共施設の機能を踏まえ、小中学校及び他の公共施設の再編や「小中一貫教育の推進」や「施設の効率化」を検討します。
- 従前の学校施設の枠にとらわれず、児童・生徒はもちろんのこと、地域住民の利用を考慮し、学校を地域コミュニティの核とすべく、地域に愛される施設となるよう「多機能化」、「複合化」の検討をします。

3. 学校施設を取り巻く現状と課題

(1) 学校施設の概要

① 配置状況（小学校 13 校、中学校 6 校）

- ・市域面積は 26.59k m²です。
- ・各小学校区の面積は東柏ヶ谷小学校の 0.5k m²～有馬小学校の 4.4k m²となっています。
- ・各中学校区の面積は、海老名中学校の 2.4k m²～有馬中学校の 9.4k m²となっています。
- ・中学校 6 校に対し、小学校が 1～3 校ずつ配置されており、平成 28 年度より各学校で施設分離型の小中一貫教育を実施しています



② 学校施設一覧

学校施設は以下のとおりです。

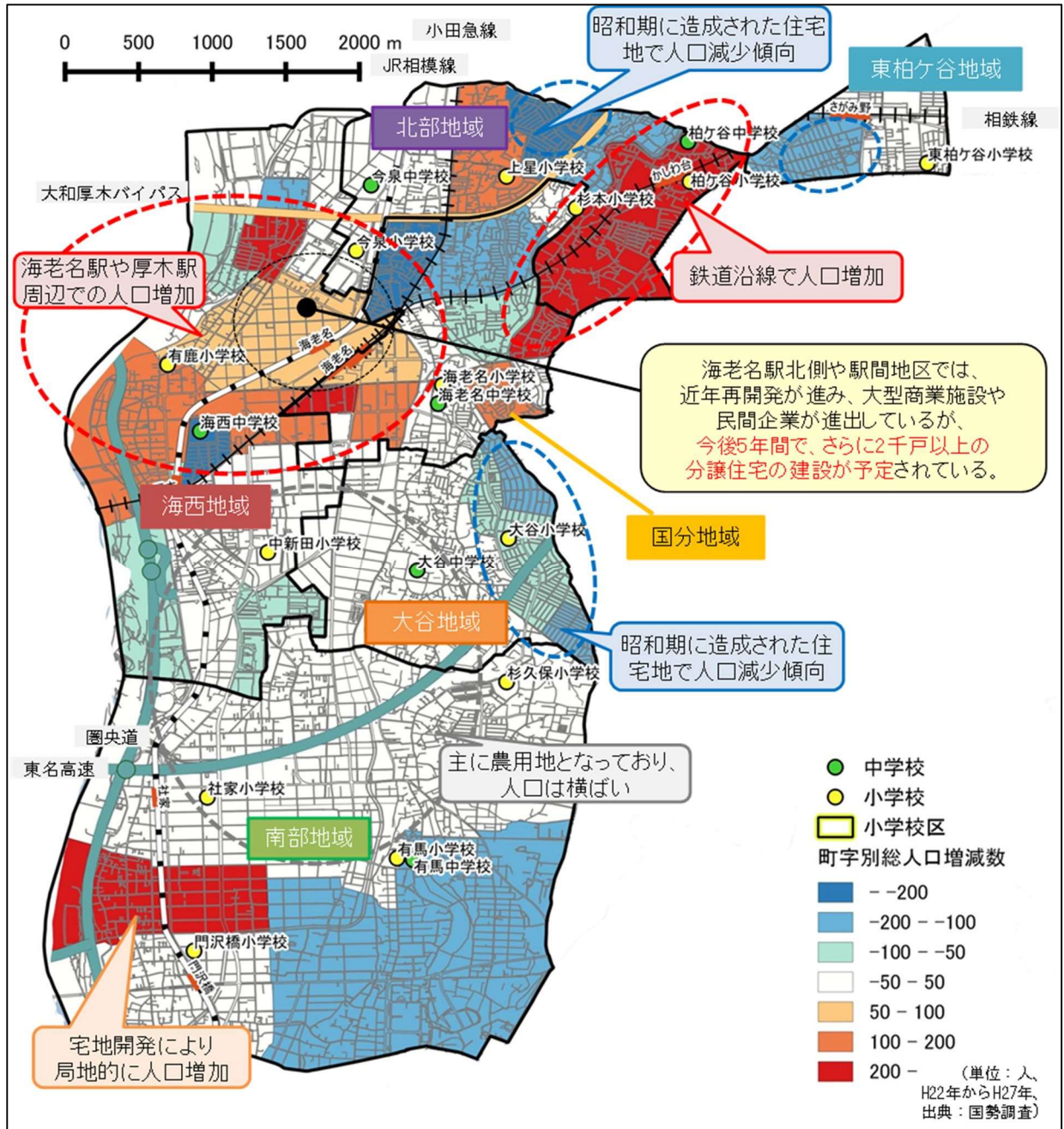
(出展：学校施設台帳(平成28年度)、児童生徒教職員数調(平成28年5月1日現在))

名称	住所	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	開校 年度	児童生徒数(人)		学級数(学級)		複合・併設	
					通常学級 在籍者数	特別 支援	通常学級	特別 支援		
小学校	1 海老名小学校	国分南3-12-3	17,484	7,279	明治42	874	15	26	3	海老名小学校隣接
	2 柏ヶ谷小学校	柏ヶ谷1090	14,360	5,814	昭和39	487	11	15	3	
	3 有鹿小学校	河原口3-13-1	13,121	5,497	昭和31	571	13	19	3	
	4 中新田小学校	中新田1-15-1	22,377	5,478	昭和47	454	12	15	3	学童複合
	5 有馬小学校	中河内1784	15,016	5,388	明治25	279	6	11	2	有馬中学校隣接
	6 門沢橋小学校	門沢橋1-19-1	15,738	4,833	昭和48	520	13	16	3	学童複合
	7 大谷小学校	国分台2-13-1	16,436	6,240	昭和44	554	12	17	3	
	8 上星小学校	上今泉1-23-1	23,163	6,682	昭和47	660	12	19	3	学童複合
	9 東柏ヶ谷小学校	東柏ヶ谷6-9-7	10,136	6,747	昭和50	505	11	16	3	給食調理室・市民図書室
	10 社家小学校	社家678	16,839	4,642	昭和53	429	5	13	2	学童併設
	11 杉久保小学校	杉久保北4-4-1	26,931	6,284	昭和54	583	6	18	3	
	12 今泉小学校	上今泉2028	21,820	7,131	昭和56	646	5	19	2	
	13 杉本小学校	国分北4-10-1	14,847	5,435	昭和57	604	9	19	2	
小学校 計		228,268	77,450		7,166	130	223	35		
中学校	1 海老名中学校	国分南3-11-1	20,608	8,261	昭和22	547	7	16	2	海老名中学校隣接
	2 有馬中学校	本郷4601	19,381	7,351	昭和22	606	8	15	3	有馬小学校隣接
	3 海西中学校	さつき町58	21,735	6,680	昭和49	520	7	15	2	
	4 柏ヶ谷中学校	柏ヶ谷884	20,240	7,432	昭和51	708	4	19	2	
	5 大谷中学校	大谷南2-10-1	21,575	6,820	昭和55	561	16	15	3	
	6 今泉中学校	上今泉1840	25,366	6,763	昭和59	585	1	16	1	
中学校 計		128,905	43,307		3,527	43	96	13		
学校施設 合計		357,173	120,757		10,693	173	319	48		

(2) 地域の状況

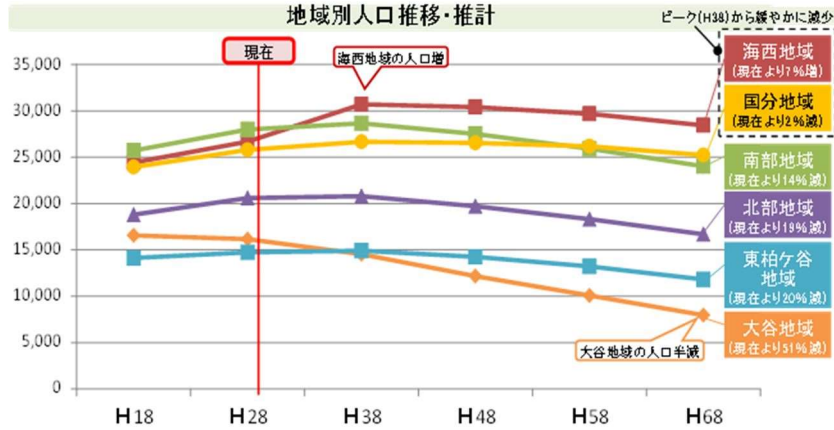
① 近年の人口動態

- 近年、鉄道沿線で宅地開発が進み、海老名駅や厚木駅の周辺などで人口が増加しています。また、沿線からやや離れた地点でも住宅地が拡大しており、人口が増加傾向にあるほか、今泉小学校区にあたる海老名駅北側や駅間地区では、今後さらに2千戸以上の分譲住宅の建設が予定されており、人口が急増することが想定されます。
- 一方で、昭和期に造成された上星小や大谷小周辺の住宅地では人口減少が生じています。

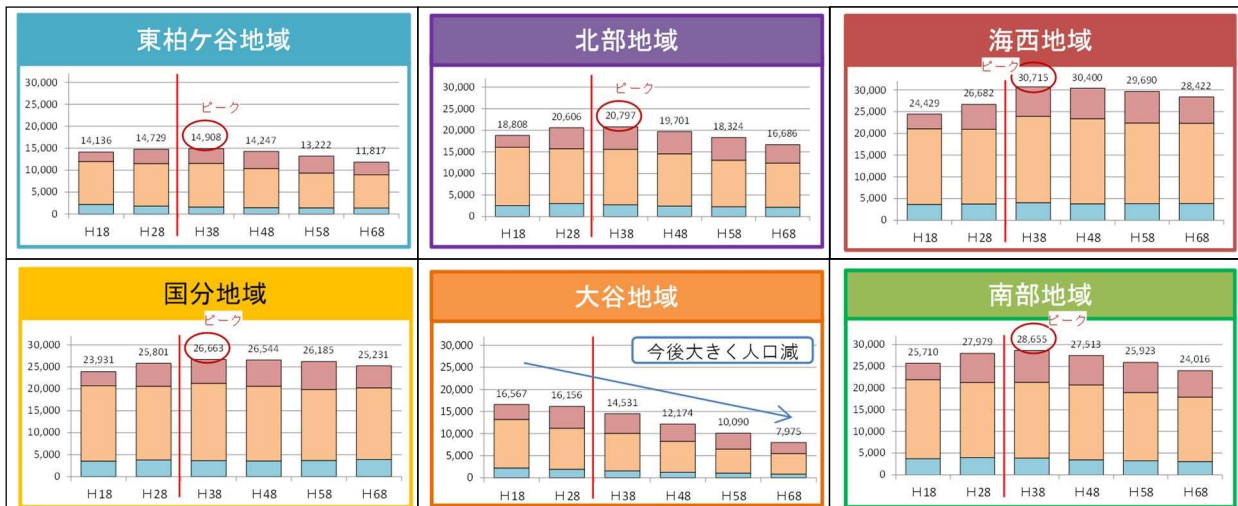


② 地域別将来推計

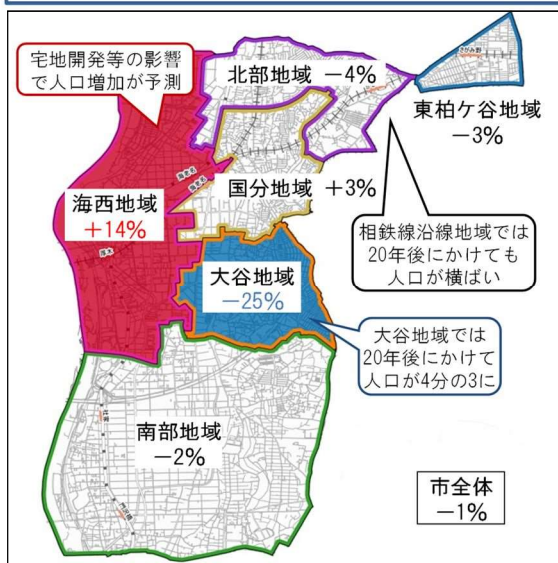
- 地域ごとの人口推計では、今後 20 年は海西地域の増加、大谷地域の減少が予測されていますが、その他の地域はほぼ横ばいで推移する見込みです。
- その後、国分地域を除いて減少に転じるため、今後 40 年では、4 つの地域で現在より人口が下回ると予測されます。



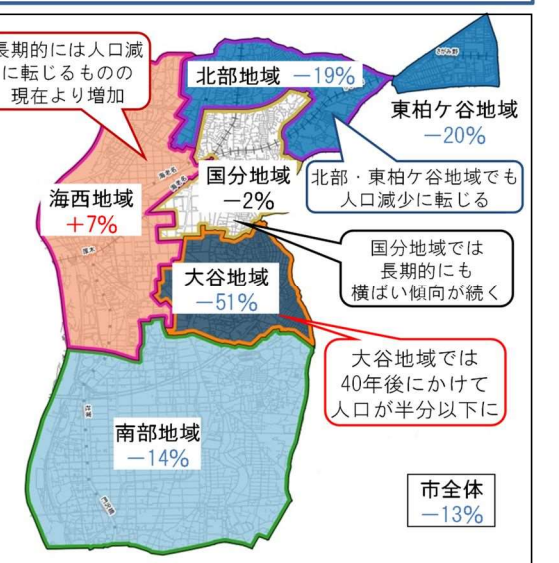
出典：海老名市公共施設白書を基に推計



現在から平成48年(20年後)にかけての地域人口変化



現在から平成68年(40年後)にかけての地域人口変化



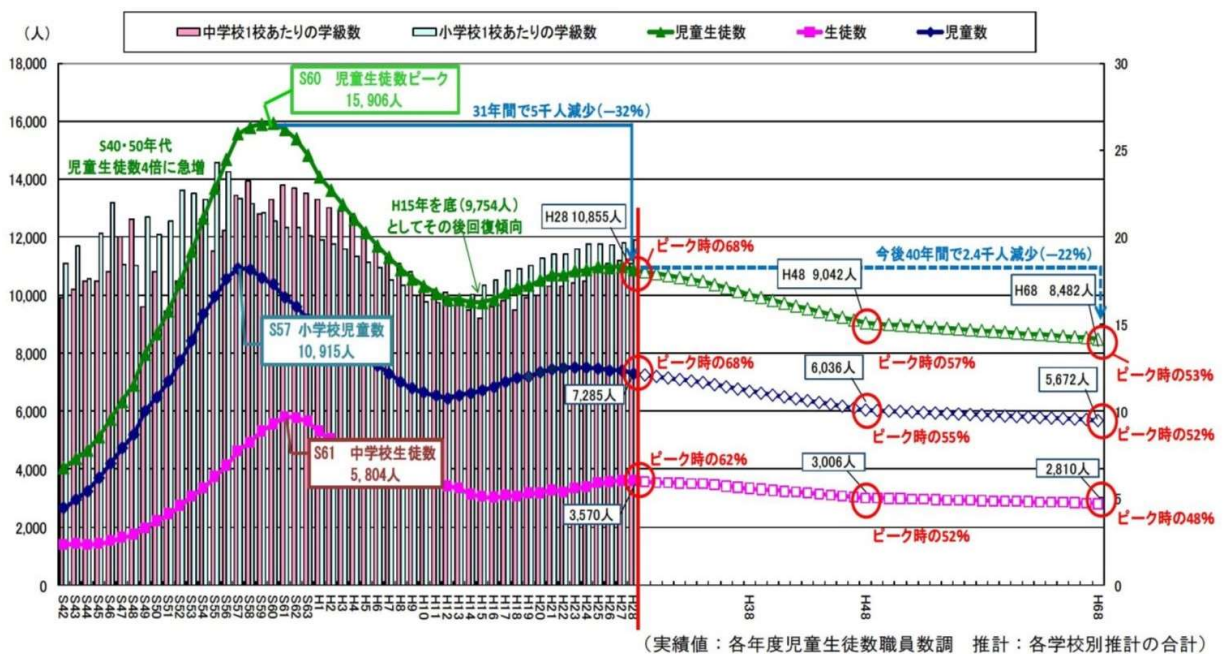
(3) 児童生徒数

海老名市の児童生徒数は昭和40年代から50年代にかけて急増し、昭和60年度に15,906人とピークを迎え、平成15年度の9,754人まで減少を続けましたが、その後は、微増傾向で推移しています。

平成28年の児童生徒数は10,855人とピーク時の68%となっており、ピーク時から31年間で5,000人減少しています。

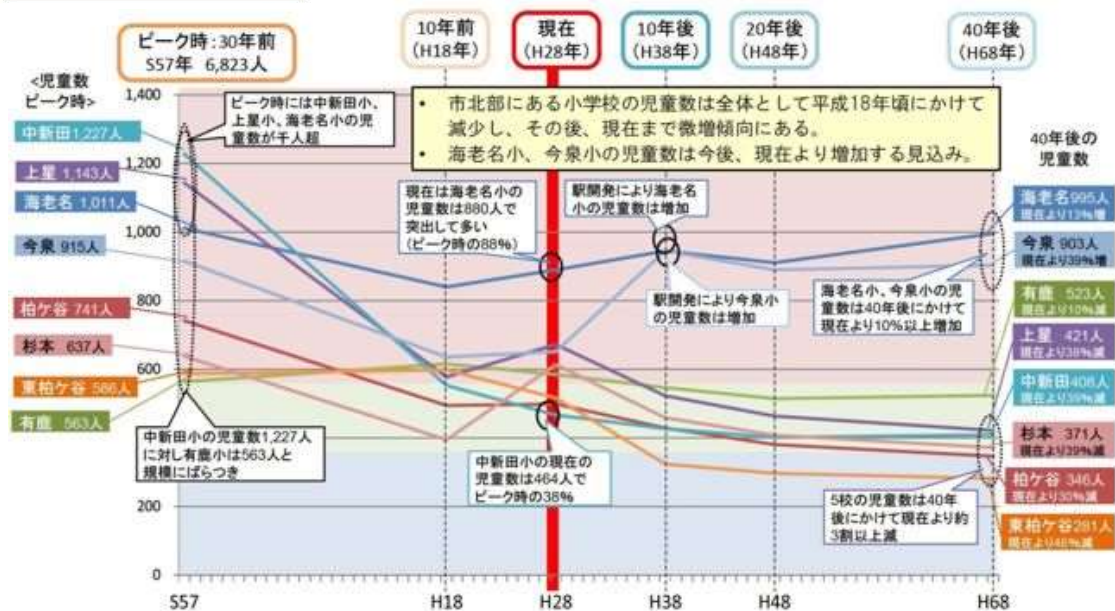
海老名市公共施設白書（平成26年策定）の人口推計を基に、今後の児童生徒数を推計したところ、40年後（平成68年度）には、2,400人の減少となっておりますが、海老名駅周辺の学校については、マンション開発により児童生徒数が増加すると見込まれる学校もあります。

○市立小中学校の児童生徒数の推移と将来予測

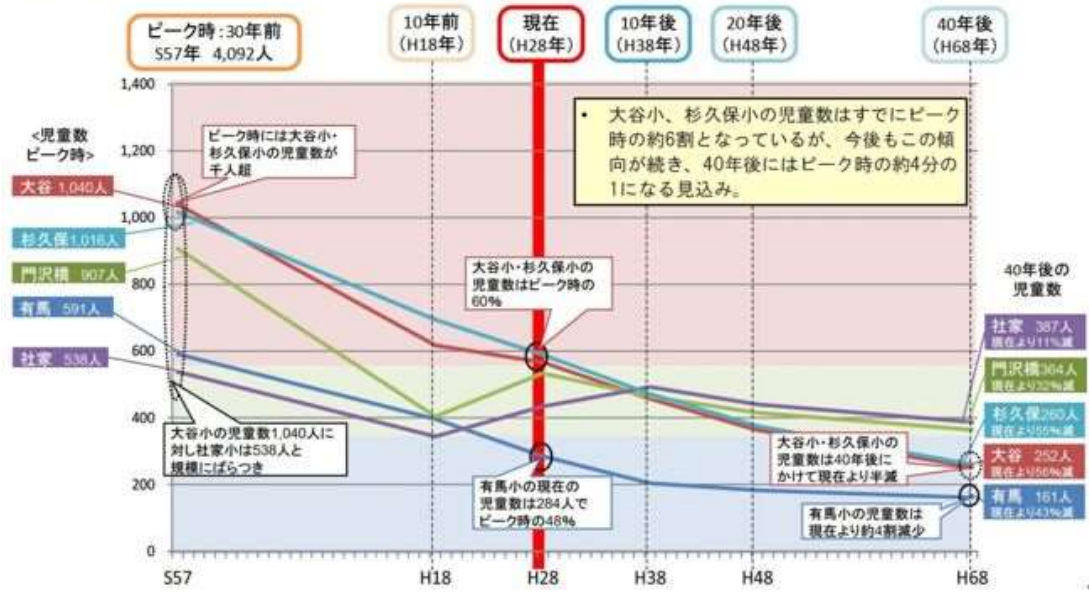


○小学校の児童数

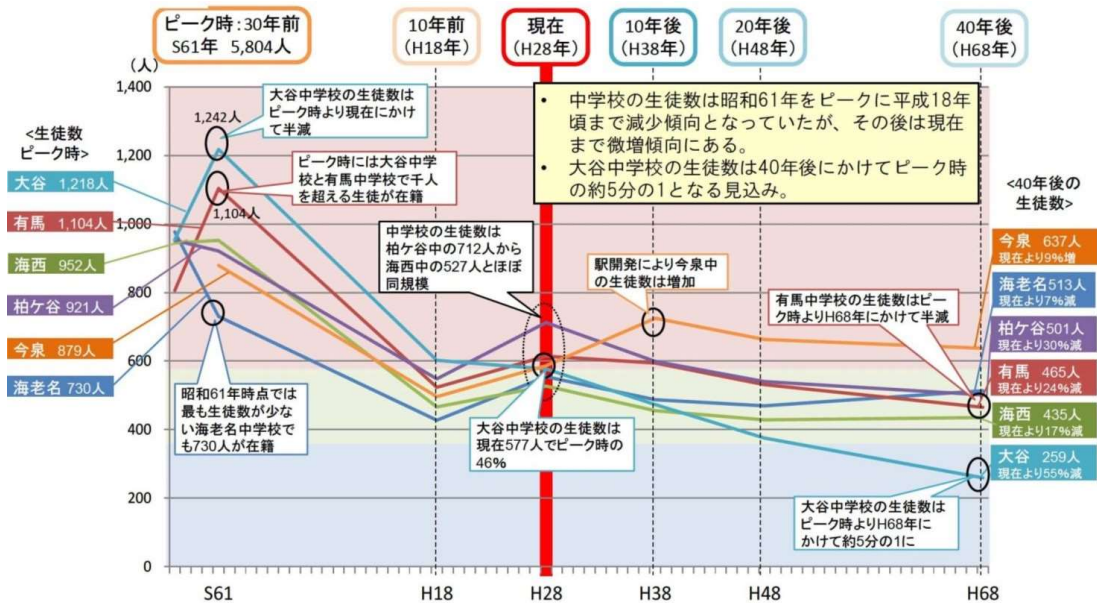
①小学校（市北部）



②小学校（市南部）



○中学校の生徒数



※ 各学校の将来児童生徒数

・公共施設白書掲載の地区別年少人口推移(目標人口ベース)に基づく

※ 各学校の将来学級数

・平成34年推計の各学校の1学級あたりの児童生徒数が将来におい
てもそのまま維持されると仮定した場合の学級数

・学級数が推計されている平成35年度以降の数値は按分値により算出

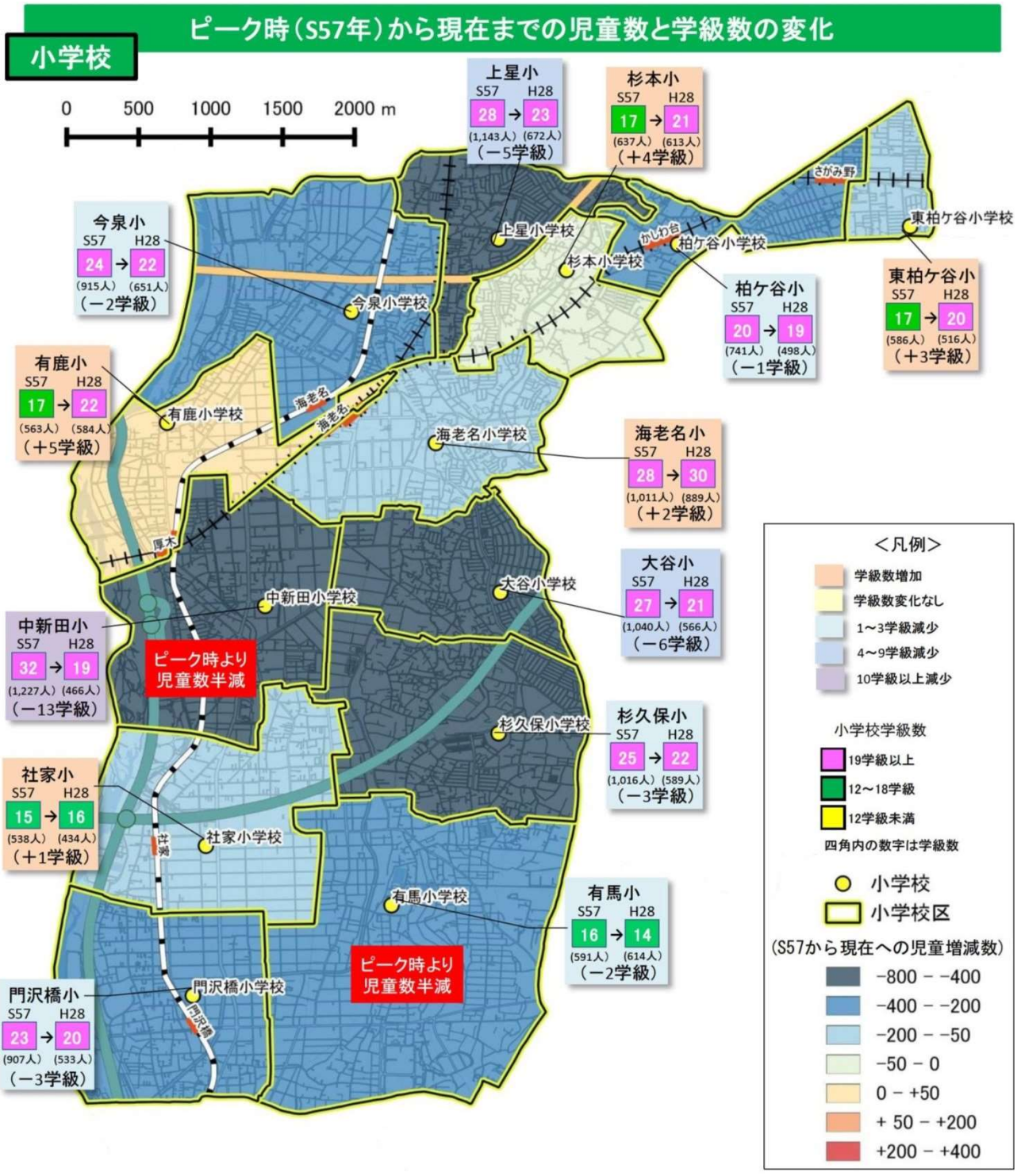
(4) 学級数

小学校の児童数は昭和57年にピークを迎え、現在は8校で学級数が減少している一方で、少人数学級の導入に伴う1学級あたりの児童の少人数化や特別支援教室の設置により、4校で学級数が増加しています。

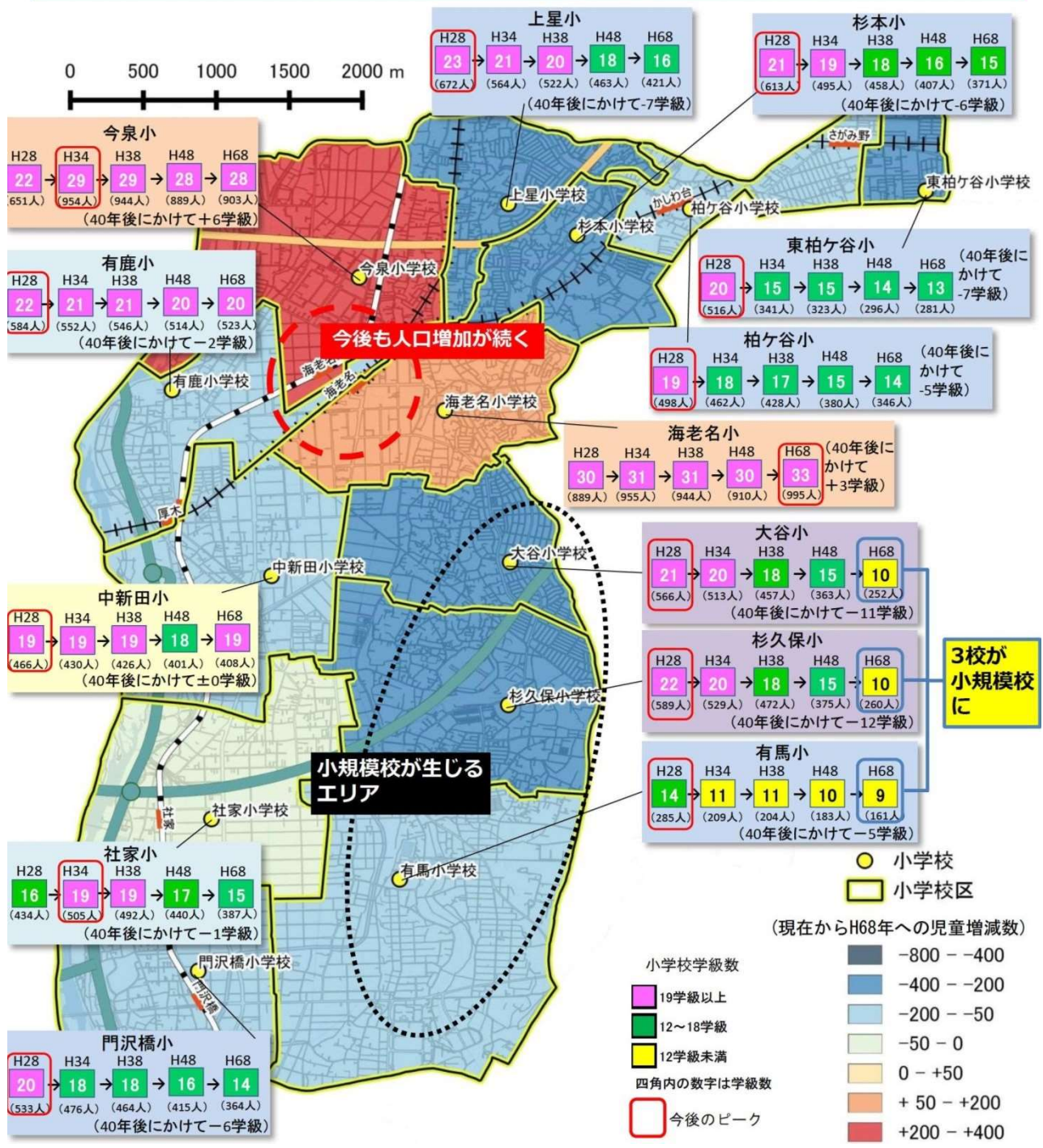
中学校の生徒数は昭和61年にピーク時を迎え、現在は全ての学校で10%以上の生徒数

及び学級数が減少しています。

将来的な学級数は、現在の学級数あたりの児童数を維持すると仮定した場合、40年後（平成68年度）には大谷小・杉久保小・有馬小・大谷中学校で12学級（支援級を含む）を下回る規模になる一方で、海老名駅周辺の開発地が学区となっている海老名小・今泉小学校は今後も大規模校（25学級以上）として推移すると想定されます。

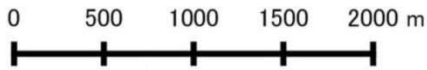


現在から将来(40年後)への児童数と学級数の変化



中学校

ピーク時(S61年)から現在までの児童数と学級数の変化



今泉中
S61 H28
20 → 17
(879人) (586人)
(-3学級)

海西中
S61 H28
23 → 17
(952人) (527人)
(-6学級)

柏ヶ谷中学校

柏ヶ谷中
S61 H28
22 → 22
(921人) (712人)
(±0学級)

海西中学校

海老名中
S61 H28
19 → 18
(730人) (554人)
(-1学級)

大谷中
S61 H28
28 → 19
(1,218人) (577人)
(-9学級)

大谷中学校

有馬中学校

有馬中
S61 H28
26 → 21
(1,104人) (614人)
(-5学級)

ピーク時より
生徒数半減

<凡例>

- 学級数増加
- 学級数変化なし
- 1~3学級減少
- 4~9学級減少
- 10学級以上減少

中学校学級数

- 19学級以上
- 12~18学級
- 12学級未満

四角内の数字は学級数

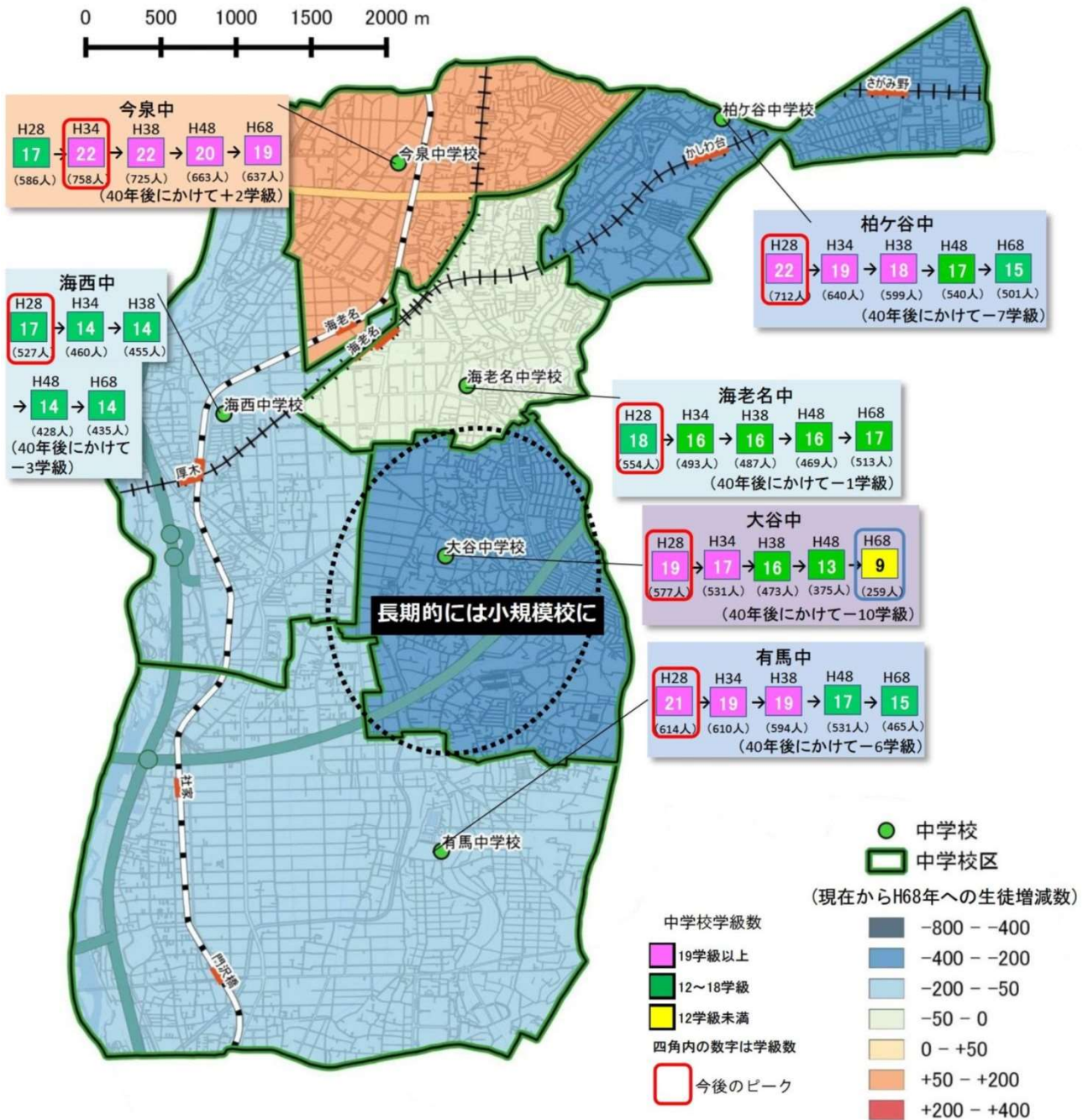
中学校

中学校区

(S61から現在への生徒増減数)

- 800 - -400
- 400 - -200
- 200 - -50
- 50 - 0
- 0 - +50
- +50 - +200
- +200 - +400

現在から将来(40年後)への生徒数と学級数の変化

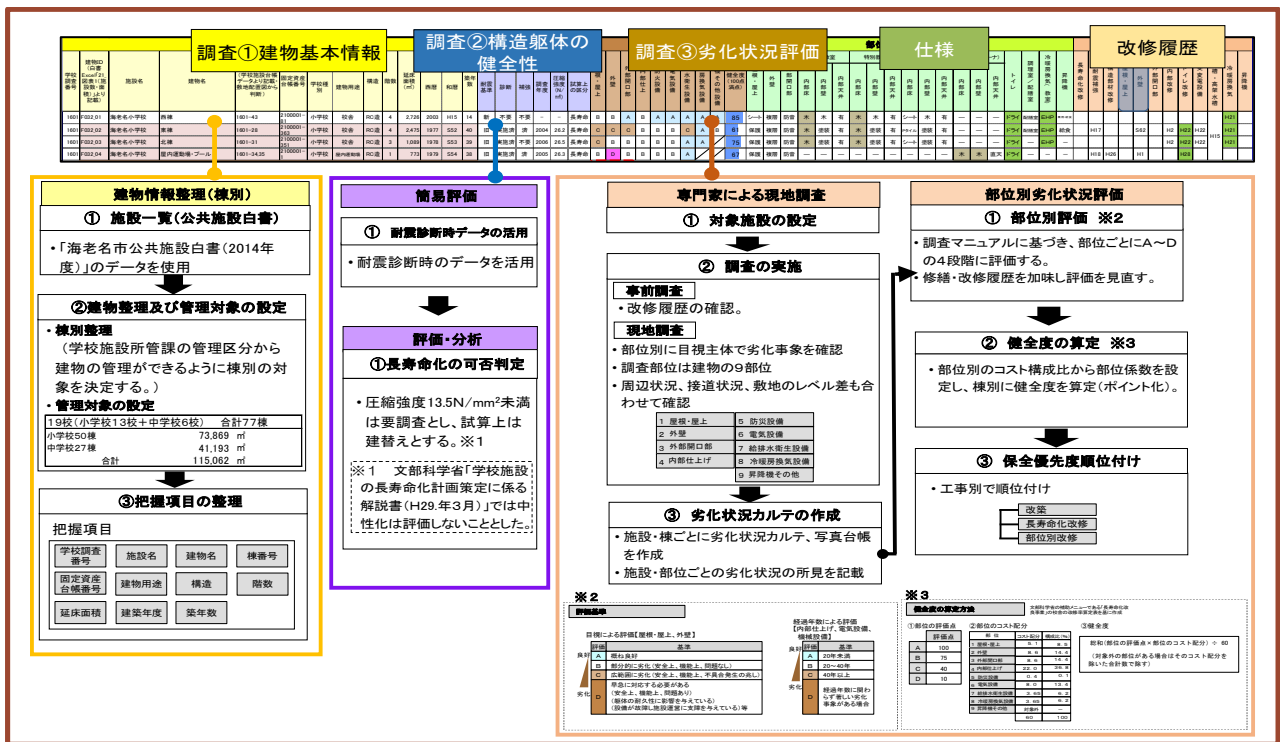


4. 学校施設の建物の状況

市内の学校施設は、体育館を含めて小学校 50 棟、中学校 27 棟、合計 77 棟あります。学校の建設は、児童や生徒が急増した昭和 40 年代後半から昭和 50 年代後半にかけて整備されたものが多く、現在、築年数が 30 年を超える施設は、全体の約 8 割を占めております。

(1) 学校施設の老朽化状況の把握フロー

学校施設を管理する棟ごとに老朽化状況を把握しました。把握にあたっては、学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（文部科学省）第 2 章計画策定のための建物情報の整理に従って以下に把握の手順方法を示します。



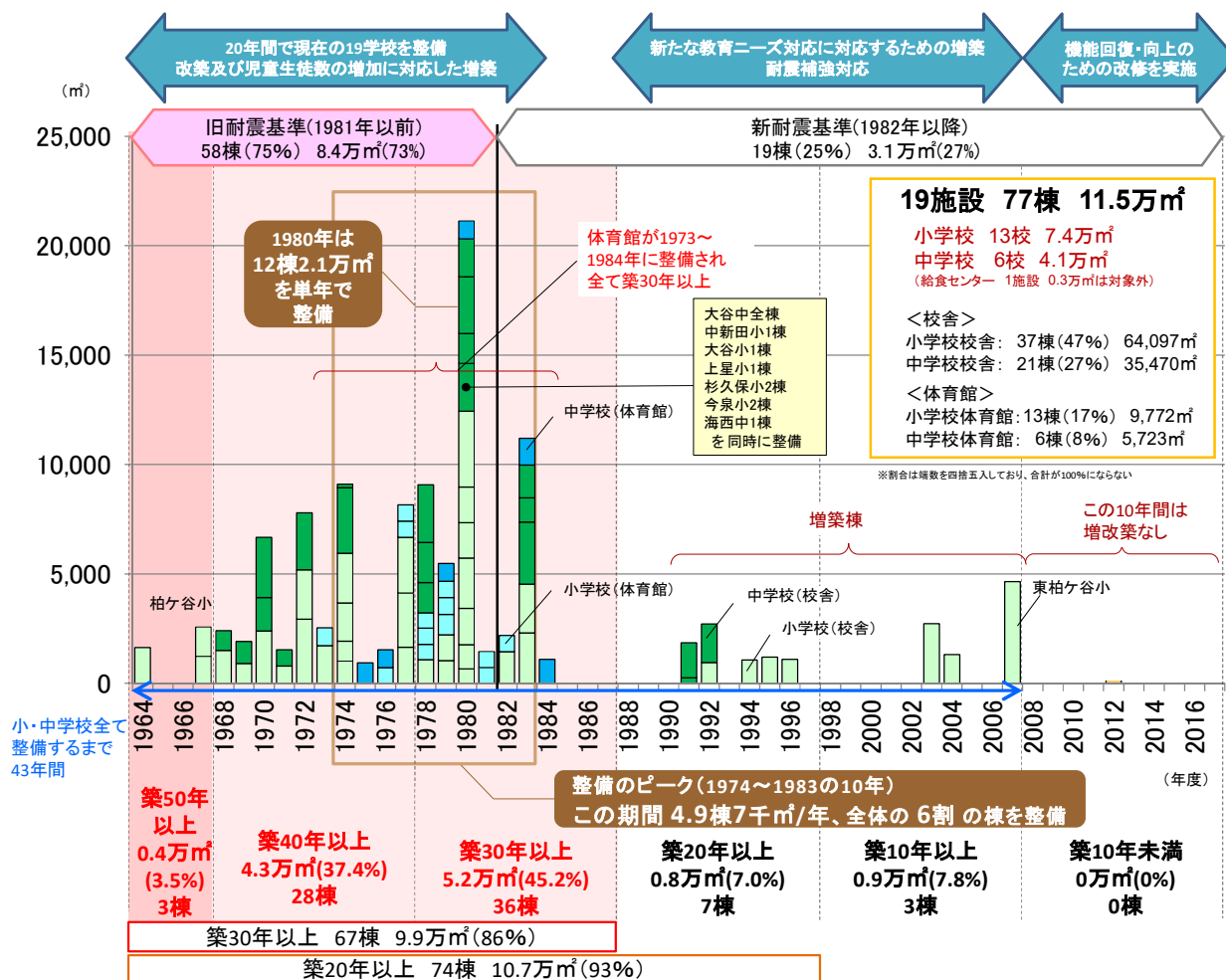
① 建物基本情報（基礎情報）

海老名市公共施設白書(2014年度)のデータに基づき、棟別の基本情報を整理しました。

ア 施設の全体保有量

建物用途		棟数	延床面積	合計	
小学校	校舎	37 棟	64,097 m ²	50 棟	73,869 m ²
	屋内運動場	13 棟	9,772 m ²		
中学校	校舎	21 棟	35,470 m ²	27 棟	41,193 m ²
	屋内運動場	6 棟	5,723 m ²		
総合計				77 棟	115,062 m ²

イ 築年別の保有量



ウ 学校施設の整備経緯の特徴

- ・最初小学校2校(海老名小・有馬小)、中学校2校(海老名中・有馬中)からスタートした。
- ・昭和39~昭和58年までの20年間で、現在の19校を整備。
- ・最初に開校した4校と有鹿小は昭和43~昭和52(築後40~50年経過)に改築、その他の学校は、開校に合わせて建物を整備。
- ・昭和52年(40年前)以前に整備した学校は1~3年おきに増築しながら段階的に整備。(校舎増築)
- ・昭和52年(40年前)以前に整備した学校は、10~20年後に児童数の増加やパソコン室等新たなニーズに対応するため棟の増築を実施。(生徒数の急激増加とニーズ対応による校舎増築)
- ・昭和52年(40年前)以降に整備した学校は、開校に合わせて間をおかず一括で整備。(学校増設)
- ・増築した棟は、余った敷地に建てられているため、ゾーニング・動線等の面で、使い勝手が悪いと考えられる。

エ 学校施設の特徴

- 校舎はほとんどRC（鉄筋コンクリート）造で、増築棟の一部にS（鉄骨）造（有鹿小東館）、LGS造（海西中2棟西側）がある。（有鹿小のS造校舎は平成30年度末にプレハブのリース終了を迎えるため、解体の計画がある。）
- 屋内運動場は、RC+S造、RC造、S造の3タイプがある。
（RC+S造は15棟、RC造は3棟、S造1棟）
- プールは全校で廃止しており、地上設置型のプールは解体が済んでいる。屋上にプールを持つ校舎・屋内運動場は使用しないままの状況である。
（海老名小屋屋内運動場屋上・東柏ヶ谷小屋屋内運動場屋上・柏ヶ谷中西棟屋上は、今後改修時に撤去を検討している。）

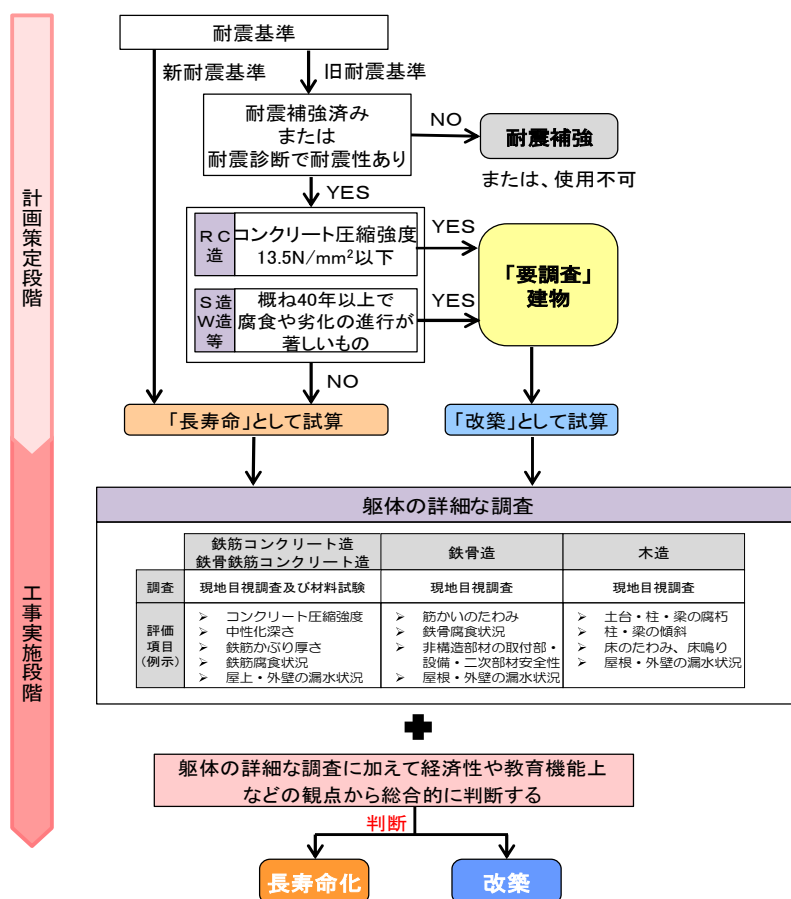
② 構造躯体の健全性

既実施した耐震診断時のデータよりコンクリートの圧縮強度から、長寿命化の可否の診断を行いました。

ア 耐震基準の内訳

新耐震基準	19棟(25%)
旧耐震基準	58棟(75%) (耐震補強不要17棟・耐震補強済41棟)
合計	77棟(100%)

イ 長寿命化の判定フロー



ウ 長寿命化の判定結果（古い棟をもつ学校順）

判定結果では、全ての棟で長寿命化が可能と判断できます。

圧縮強度13.5~18.0N/mm²以下の棟

★：屋上・外壁の劣化が進行している学校

通し番号	学校調査番号	施設名	建物基本情報						構造躯体の健全性							
			建物名	構造	延床面積 (㎡)		築年数	耐震安全性			簡易評価					
					西暦	和暦		耐震基準	診断	補強	調査年度	圧縮強度 (N/mm ²)	試算上の区分			
5	1602	★ 柏ヶ谷小学校	南棟	RC造	1,632	1964	S39	53	旧	実施済	済	1997	21.6	長寿命		
6			北棟1	RC造	1,234	1967	S42	50	旧	実施済	済	1997	26.4	長寿命		
7			北棟2	RC造	804	1971	S46	46	旧	実施済	済	1997	18.2	長寿命		
9			屋内運動場	S造	803	1973	S48	44	旧	不要	不要	-	-	長寿命		
8			中棟	RC造	950	1992	H4	25	新	不要	不要	-	-	長寿命		
10			1603	有鹿小学校	本館東側	RC造	1,343	1967	S42	50	旧	実施済	済	1996	19.9	長寿命
11					本館西側	RC造	911	1974	S49	43	旧	実施済	済	1996	19.9	長寿命
12					西館	RC造	1,051	1979	S54	38	旧	実施済	済	1996	28.0	長寿命
14	屋内運動場	RC+S			716	1981	S56	36	旧	不要	不要	-	-	長寿命		
13	東館	S造			1,311	2004	H16	13	新	不要	不要	-	-	長寿命		
25	1608	大谷小学校	南棟東側	RC造	1,512	1968	S43	49	旧	実施済	済	1997	20.7	長寿命		
26			南棟西側	RC造	915	1969	S44	48	旧	実施済	済	1997	20.7	長寿命		
27			北棟西側	RC造	1,734	1973	S48	44	旧	実施済	済	1997	16.1	長寿命		
29			屋内運動場	RC+S	720	1976	S51	41	旧	実施済	不要	1997	31.1	長寿命		
28	北棟東側	RC造	1,110	1980	S55	37	旧	実施済	不要	1997	26.0	長寿命				
51	4471	海老名中学校	1棟西側	RC造	905	1968	S43	49	旧	実施済	済	1999	24.0	長寿命		
52			1棟東側	RC造	1,000	1969	S44	48	旧	実施済	済	2005	24.0	長寿命		
53			2棟西側	RC造	1,527	1970	S45	47	旧	実施済	済	1999	20.8	長寿命		
54			2棟東側	RC造	731	1971	S46	46	旧	実施済	済	1999	20.8	長寿命		
55			3棟	RC造	2,600	1972	S47	45	旧	実施済	済	1999	21.8	長寿命		
56			屋内運動場	RC+S	1,211	1983	S58	34	新	不要	不要	-	-	長寿命		
30	1609	上星小学校	1館	RC造	2,398	1970	S45	47	旧	実施済	済	1997	22.6	長寿命		
31			2館	RC造	1,754	1974	S49	43	旧	実施済	不要	1997	18.2	長寿命		
33			屋内運動場	RC+S	739	1977	S52	40	旧	実施済	済	2000	28.9	長寿命		
32			3館	RC造	1,662	1980	S55	37	旧	実施済	不要	1997	29.9	長寿命		
57	4472	★ 有馬中学校	A棟・中央	RC造	2,739	1970	S45	47	旧	実施済	済	1999	28.1	長寿命		
60			屋内運動場	RC造	944	1975	S50	42	旧	実施済	済	1999	19.7	長寿命		
58			B棟・東側	RC造	1,390	1978	S53	39	旧	実施済	済	2005	42.0	長寿命		
59	C棟・西側	RC造	1,767	1992	H4	25	新	不要	不要	-	-	長寿命				
15	1604	中新田小学校	西棟	RC造	2,257	1972	S47	45	旧	実施済	済	1997	20.0	長寿命		
16			東棟中央	RC造	1,652	1977	S52	40	旧	実施済	済	1997	20.5	長寿命		
18			屋内運動場	RC+S	739	1977	S52	40	旧	実施済	済	2000	28.9	長寿命		
17	東棟東側	RC造	654	1980	S55	37	旧	実施済	済	1997	24.3	長寿命				
19	1605	★ 有馬小学校	中央棟・東棟	RC造	2,928	1972	S47	45	旧	実施済	済	2005	20.8	長寿命		
21			屋内運動場	RC造	943	1979	S54	38	旧	実施済	済	1999	19.7	長寿命		
20			西棟	RC造	1,070	1994	H6	23	新	不要	不要	-	-	長寿命		
22	1606	門沢橋小学校	1棟	RC造	2,262	1974	S49	43	旧	実施済	済	1995	23.0	長寿命		
24			屋内運動場	RC+S	739	1978	S53	39	旧	実施済	済	1995	42.7	長寿命		
23	2棟	RC造	1,160	1979	S54	38	旧	実施済	済	1995	35.9	長寿命				

通し番号	学校調査番号	施設名	建物基本情報						構造躯体の健全性					
			建物名	構造	延床面積 (㎡)		築年数	耐震安全性			簡易評価			
					西暦	和暦		耐震基準	診断	補強	調査年度	圧縮強度 (N/mm ²)	試算上の区分	
34	1610	東柏ヶ谷小学校	北棟	RC造	1,016	1974	S49	43	旧	実施済	不要	1998	14.7	長寿命
36			屋内運動場・プール	RC造	690	1978	S53	39	旧	実施済	不要	1998	23.7	長寿命
35			南棟・給食室含む	RC造	4,641	2007	H19	10	新	不要	不要	-	-	長寿命
61	4473	海西中学校	1棟西側	RC造	3,009	1974	S49	43	旧	実施済	済	1995	20.3	長寿命
62			1棟東側	RC造	155	1974	S49	43	旧	実施済	済	1995	20.3	長寿命
65			屋内運動場	RC+S	823	1976	S51	41	旧	実施済	済	2005	21.7	長寿命
63			2棟東側	RC造	2,182	1980	S55	37	旧	実施済	不要	1995	30.5	長寿命
64	2棟西側	LG造	255	1991	H3	26	新	不要	不要	-	-	長寿命		
2	1601	★ 海老名小学校	東棟	RC造	2,475	1977	S52	40	旧	実施済	済	2004	26.2	長寿命
3			北棟	RC造	1,089	1978	S53	39	旧	実施済	不要	2006	26.5	長寿命
4			屋内運動場・プール	RC造	773	1979	S54	38	旧	実施済	済	2005	26.3	長寿命
1			西棟	RC造	2,726	2003	H15	14	新	不要	不要	-	-	長寿命
37	1611	社家小学校	本館	RC造	2,551	1977	S52	40	旧	実施済	済	1996	23.4	長寿命
38			屋内運動場	RC+S	700	1978	S53	39	旧	実施済	済	2005	20.6	長寿命
39			新館	RC造	1,194	1995	H7	22	新	不要	不要	-	-	長寿命
66	4474	★ 柏ヶ谷中学校	西棟	RC造	1,832	1978	S53	39	旧	実施済	不要	1999	24.5	長寿命
67			北棟	RC造	2,636	1978	S53	39	旧	実施済	済	1999	24.1	長寿命
69			屋内運動場	RC+S	826	1979	S54	38	旧	実施済	済	2004	21.5	長寿命
68			南棟	RC造	1,600	1991	H3	26	新	不要	不要	-	-	長寿命
40	1612	杉久保小学校	管理教室棟・東側校舎	RC造	2,300	1980	S55	37	旧	実施済	不要	2006	26.4	長寿命
41			普通教室棟・中央校舎	RC造	1,621	1980	S55	37	旧	実施済	不要	2006	26.4	長寿命
42			普通教室棟・西側校舎	RC造	1,449	1982	S57	35	新	不要	不要	-	-	長寿命
43			屋内運動場	RC+S	733	1979	S54	38	旧	実施済	済	2005	20.6	長寿命
44	1613	今泉小学校	A棟・北側	RC造	1,626	1980	S55	37	旧	実施済	不要	1998	34.4	長寿命
45			B棟・南東側	RC造	3,468	1980	S55	37	旧	実施済	不要	1998	28.0	長寿命
46			C棟・南西側	RC造	1,105	1996	H8	21	新	不要	不要	-	-	長寿命
47	屋内運動場	RC+S	739	1981	S56	36	旧	不要	不要	-	-	長寿命		
70	4475	大谷中学校	西棟	RC造	1,363	1980	S55	37	旧	実施済	済	2005	41.7	長寿命
71			中央棟	RC造	2,587	1980	S55	37	旧	実施済	不要	2006	46.6	長寿命
72			東棟	RC造	1,741	1980	S55	37	旧	実施済	済	2005	43.9	長寿命
73			屋内運動場	RC+S	818	1980	S55	37	旧	実施済	済	2005	23.5	長寿命
48	1614	杉本小学校	1館	RC造	2,297	1983	S58	34	新	不要	不要	-	-	長寿命
49			2館	RC造	2,235	1983	S58	34	新	不要	不要	-	-	長寿命
50			屋内運動場	RC+S	738	1982	S57	35	新	不要	不要	-	-	長寿命
74	4476	今泉中学校	A棟	RC造	2,835	1983	S58	34	新	不要	不要	-	-	長寿命
75			B棟	RC造	1,112	1983	S58	34	新	不要	不要	-	-	長寿命
76			C棟	RC造	1,504	1983	S58	34	新	不要	不要	-	-	長寿命
77			屋内運動場	RC+S	1,101	1984	S59	33	新	不要	不要	-	-	長寿命

コンクリート圧縮強度
13.5N/mm²以下

0棟

コンクリート圧縮強度
13.5N/mm²超
18.0N/mm²以下

2棟

旧耐震基準の建物で耐震診断時のコンクリートの圧縮強度13.5N/mm²以下の棟はないため全棟長寿命化が可能であると判断できる。

※ただし目視調査において、屋上・外壁に劣化が進んでいる5校（海老名小、柏ヶ谷小・中、有馬小・中）については詳細調査が必要である。

③ 躯体以外の劣化状況評価

全棟専門家による劣化状況目視調査を市の実情に合わせて9部位（解説書では5部位）実施し、評価結果を「劣化状況カルテ」としてまとめました。

- 屋上・外壁が未改修で劣化の進行している学校は5校あるが、部位別に改修を実施しているため、全体ではC・D評価が少ない。
- 外部開口部は建築後、未改修のため全体に経年劣化が進行している。
- 内部仕上げはフローリングの塗装履歴があるが、経年劣化が進行している。
- トイレ、冷暖房の改修は近年全校で実施されているため良好である。

部 位	仕 様	改修履歴
屋上	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎棟は、シート防水(34棟)・塗膜防水(12棟)がほとんどを占め、一部保護防水(9棟)、金属(2棟)、廃止プール跡(1棟)の棟もある。 ・屋内運動場は金属葺き棟(16棟)、廃止プールが屋上にある棟(2棟)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H19～26年にかけて改修工事を実施している(48棟)。
外壁	<ul style="list-style-type: none"> 塗装:複層塗材(69棟)、リシン吹付け(7棟)、金属板(1棟) 	<ul style="list-style-type: none"> ・H9～H26年にかけて順次実施している(49棟)。
外部開口部	<ul style="list-style-type: none"> アルミサッシ ・一般仕様:8校 ・防音仕様:11校 	<ul style="list-style-type: none"> ・全棟で建築当時から未改修である。
内部仕上	<ul style="list-style-type: none"> <校舎棟> ・床:(教室)木質フローリング(54棟) 長尺シート(3棟)、Pタイル(1棟) ・壁:塗装(53棟)、木質化(4棟)、パネル(1棟) ・天井:(校舎)PB、吸音板(58棟) <屋内運動場(体育室)> ・床:木質フローリング(19棟) ・壁:板貼り(19棟) ・天井:断熱吸音板(19棟) 	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎棟の床の木質フローリングは塗替え改修履歴はあるが、20年以上経過している(26棟)。 ・教室の壁・天井の改修は未実施である。 ・小屋組みがS造の屋内運動場は屋根の改修の際に内部の直張り天井の改修は未実施である。
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・受変電設備等の改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・H19～22年で改修が実施されている。(15校)
給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレは全校でドライ化・多目的トイレ・人感センサー設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・H28年までにトイレの改修完了 ・給水管(縦管)の改修は未実施である。
冷暖房設備	<ul style="list-style-type: none"> ・個別空調方式 	<ul style="list-style-type: none"> ・H26年までに全校の冷暖房化が完了している。
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用エレベーター設置は2校(海老名小・東柏ヶ谷小) 	—
非構造部材の耐震	<ul style="list-style-type: none"> 屋内運動場の照明(LED)・教室の照明(蛍光灯) 	<ul style="list-style-type: none"> ・H26年に屋内運動場の吊り照明の振り止め(耐震)は完了している。

劣化状況	課題
<ul style="list-style-type: none"> 改修が実施された棟は良好であるが未改修棟は劣化が進行している。(C評価:11棟、D評価:1棟) 	<ul style="list-style-type: none"> 劣化が進行した未改修棟をもつ学校5校(海老名小・柏ヶ谷小・有馬小・柏ヶ谷中・有馬中)
<ul style="list-style-type: none"> 劣化が進行した棟では塗膜の剥がれ、露筋が見られる棟もある。(C評価:10棟、D評価2棟) 	<ul style="list-style-type: none"> 劣化が進行した未改修棟をもつ学校5校(海老名小・柏ヶ谷小・有馬小・柏ヶ谷中・有馬中)
<ul style="list-style-type: none"> ベランダドアのガタつきが発生している。(C評価:19棟) 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の改修時における防音仕様サッシ対象校3校(柏ヶ谷小・柏ヶ谷中・東柏ヶ谷中)
<ul style="list-style-type: none"> 教室の床は塗替えから20年以上経過しているため経年劣化が全体的に見られる。(C評価:16棟) 	<ul style="list-style-type: none"> 教室の木質フローリングは塗替え時期を迎えている。 教室の照明は照度確保・省エネのためのLED化が改修時に必要である。 屋内運動場の天井は小屋裏の吸音板に黒カビが広範囲に発生している(10棟) 屋内運動場の床は、雨漏りが発生したところでは腐食痕が見られる。
<p>良好</p>	<ul style="list-style-type: none"> 近年一斉に改修を実施したため問題はない。
<ul style="list-style-type: none"> 築40年を経過した棟が30棟あり給水管の経年劣化が予測される 	<ul style="list-style-type: none"> 近年一斉に改修を実施したため問題はない。
<p>良好</p>	<ul style="list-style-type: none"> 近年一斉に改修を実施したため問題はない。
<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー化のためエレベーターの設置が改築時に必要になる。
<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全ての教室の吊り照明の照度不足、耐震(振れ止め)が課題である。

(2) 建物情報一覧

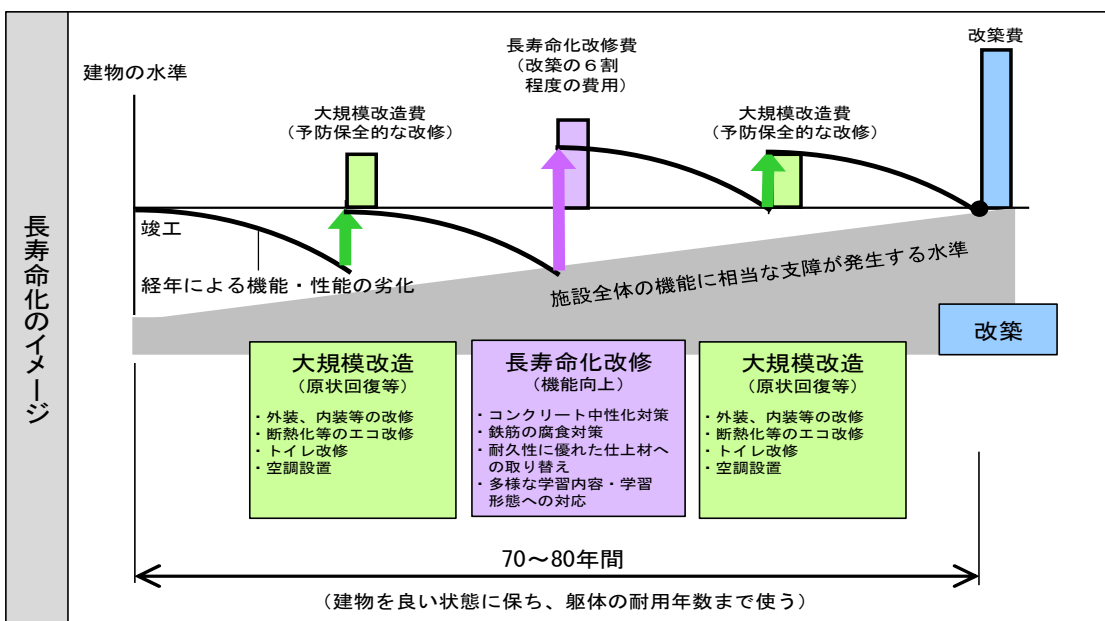
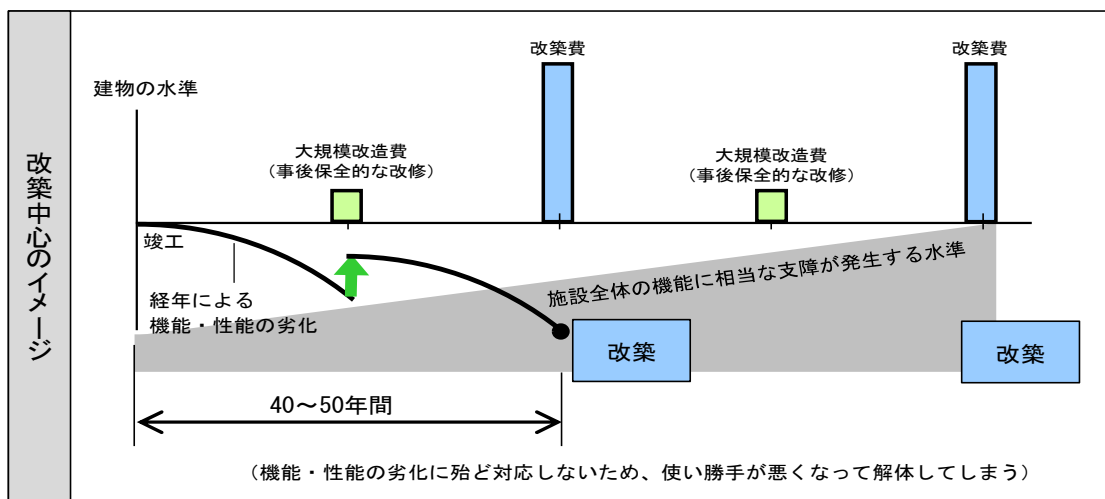
劣化状況を以下のとおりまとめました。

5. 短期計画の考え方について

(1) 改築中心から長寿命化への転換

- 建築後 40～50 年での改築ではなく、改修等を行うことで施設の長寿命化を図る
 - ※建築後 20～25 年で原状回復を行う大規模改造を実施、建築後 40～45 年で機能向上を目的に長寿命化改修し、さらに建築後 60～65 年で再び大規模改造を行い、概ね 80 年程度で改築とする
 - ※改修時点で築 45 年を超える建物は大規模改造のみ実施し、60～65 年で改築

改築中心から長寿命化への転換イメージ



「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」より

長寿命化改修
(機能向上)

断熱化や教室のLED照明、木質化など機能向上を含めた改修のこと

大規模改造
(原状回復等)

劣化の状況をもとの機能に回復するために行う修繕のこと

改築と長寿命化した場合のコスト比較

※築 45 年を超える校舎は 60～65 年利用します。

全校舎（77 棟）を改築（建替え）した場合	約 312 億 4,392 万円
全校舎（77 棟）を長寿命化した場合	約 114 億 3,181 万円

⇒ 約 198 億 1,211 万円のコスト縮減

(2)改修等の優先順位

- ①建築年数
- ②構造躯体の健全性
- ③劣化状況評価
- ④工事改修履歴
- ⑤児童生徒数の推移
- ⑥国庫補助金を活用した改修工事の有無

6. 短期計画について

検討委員会の議論から、中間答申では、施設の結果状況等を踏まえ、短期（10年）計画を2案提案します。

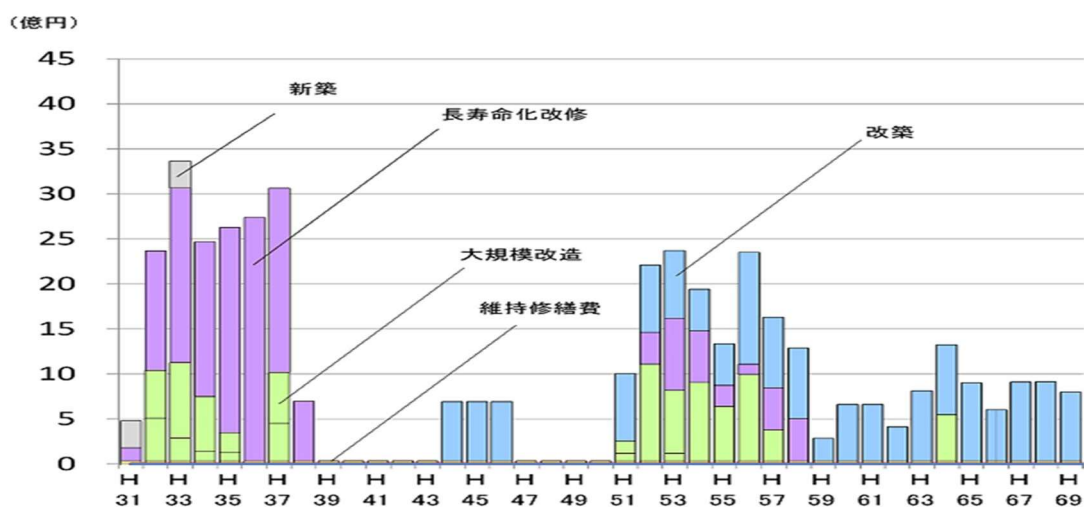
なお、有鹿小学校はリース校舎の解消のため、今泉小学校は児童の増加が見込まれ、教室数が不足する可能性があることから、校舎の新築を計画に盛り込んでいます。

また、児童生徒数の変化等が予想される海老名小・中学校、有馬小・中学校の整備等については、中長期計画を検討する中で、方向性を打ち出していきます。

〔1案〕7年改修計画

老朽化している施設を最も短期間で改修するよう設定した計画です。

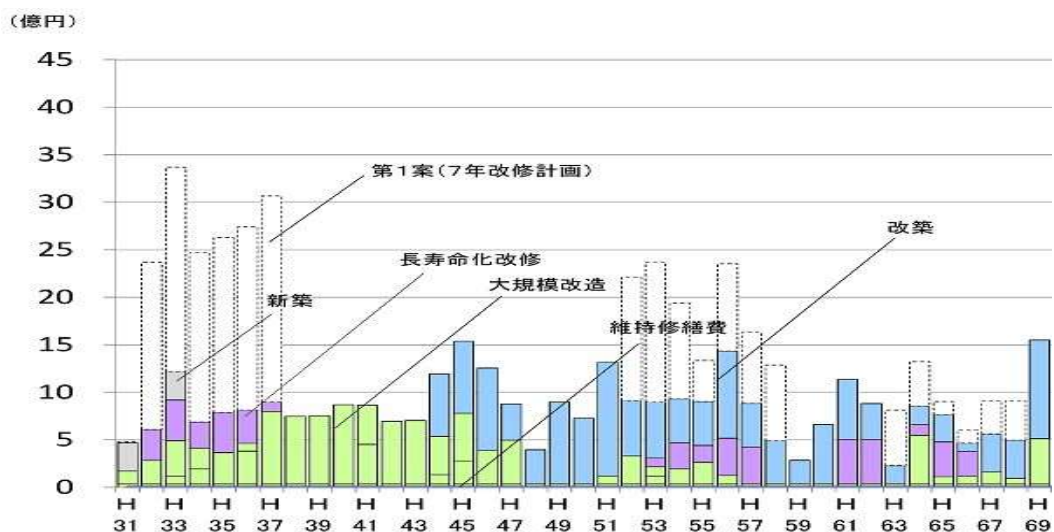
7年間で改修を終えることができますが、年間約25億円程度の改修費用が必要となります。



〔2案〕：財政面を考慮計画（17年間）

平成29年3月に策定された「海老名市公共施設再編（適正化）計画」で検討されている投資限度額＜年／約15億円＞をもとに、学校分（市内公共施設の施設面積でみた構成割合約50%）の投資限度額＜年／約7.5億円＞で設定した計画です。

改修工事年度が建築後45年を超えている場合には、大規模改造としました。改修が終わるまでに17年を要します。



1案:7年改修計画

No.	施設名	建物名	築年数	改修					工事内容	重点整備	年度							工事費 (単位:千円)	改築費
				屋上 屋根	外壁	屋上 外壁	外壁 判定	内部 判定			31	32	33	34	35	36	37		
1	柏ヶ谷小学校	屋内運動場	44	H20			C	C	長寿命化		●							69,379	216,810
2	杉本小学校	屋内運動場	35		H5		B	C	長寿命化		●						63,763	199,260	
3	有鹿小学校	(仮)新館[新築]							新築	エレベータ設置	●						300,000	300,000	
平成31年度小計																	433,142	716,070	
4	柏ヶ谷小学校	南棟	53	H13	S60		C	B	大規模改造	LED照明化 バリアフリー化 (①・②・④)							415,339	1,247,400	
5	柏ヶ谷小学校	北棟(西側)	50	H13	S59		C	C	大規模改造		●								
6	柏ヶ谷小学校	北棟(東側)	46	H13	S59		C	C	大規模改造										
7	柏ヶ谷小学校	中棟	25				B	B	大規模改造										
8	有鹿小学校	本館東側	50		H20		B	B	大規模改造	LED照明化 バリアフリー化 (①・②・④)						402,851	892,350		
9	有鹿小学校	本館西側	43		H20		B	B	大規模改造		●	→							
10	有鹿小学校	西館	38		H20		B	B	長寿命化										
11	有鹿小学校	東館(プレハブ)	13				B	B	取壊し		●								
12	有馬小学校	屋内運動場	42				C	B	長寿命化		●						81,475	254,610	
13	有馬中学校	屋内運動場	38				C	B	長寿命化		●						81,562	254,880	
14	有鹿小学校	屋内運動場	36				B	C	長寿命化		●						61,862	193,320	
15	海老名小学校	西棟	14				B	B	大規模改造	LED照明化 バリアフリー化 (①・②・④)							924,010	1,698,300	
16	海老名小学校	東棟	40		S62		C	B	長寿命化		●	→							
17	海老名小学校	北棟	39				B	B	長寿命化										
18	海老名小学校	屋内運動場	38		H1		C	B	長寿命化		●						66,787	208,710	
19	柏ヶ谷中学校	西棟	39				B	B	長寿命化	バリアフリー化 (①・②・④)							973,756	1,638,360	
20	柏ヶ谷中学校	北棟	39				C	B	長寿命化		●	→							
21	柏ヶ谷中学校	南棟	26				B	B	大規模改造										
平成32年度小計																	3,007,642	6,387,930	
22	中新田小学校	屋内運動場	40		H21		B	C	長寿命化			●					63,850	199,530	
23	海老名中学校	屋内運動場	34				C	C	長寿命化			●					104,630	326,970	
24	有馬中学校	A棟・中央	47	H13			B	B	大規模改造	LED照明化 バリアフリー化 (①・②・④)							530,050	1,591,920	
25	有馬中学校	B棟・東側	39				B	A	大規模改造		●								
26	有馬中学校	C棟・西側	25				C	B	大規模改造										
27	海西中学校	屋内運動場	41				C	C	長寿命化			●					71,107	222,210	
28	有馬小学校	中央棟・東棟	45				B	B	大規模改造	LED照明化 バリアフリー化 (①・②・④)							359,420	1,079,460	
29	有馬小学校	西棟	23				B	B	大規模改造		●								
30	柏ヶ谷中学校	屋内運動場	38		H22		B	B	長寿命化			●					71,366	223,020	
31	中新田小学校	西棟	45	H11			B	B	大規模改造	LED照明化 バリアフリー化 (①・②・④)							642,197	1,232,010	
32	中新田小学校	東棟中央	40	H11			B	B	長寿命化		●	→							
33	中新田小学校	東棟東側	37	H11			B	B	長寿命化										
34	上星小学校	屋内運動場	40		H21		A	C	長寿命化			●					63,850	199,530	
35	門沢橋小学校	屋内運動場	39		H22		A	C	長寿命化			●					63,850	199,530	
36	社家小学校	屋内運動場	39		H22		A	C	長寿命化			●					60,480	189,000	
37	今泉小学校	(仮)新館[増築]							新築	エレベータ設置			●				300,000	300,000	
平成33年度小計																	2,330,800	5,763,180	

No.	施設名	建物名	築年数	改修				内部判定	工事内容	重点整備	年度							工事費 (単位:千円)	改築費								
				屋上屋根	外壁	屋上外壁	外壁判定				31	32	33	34	35	36	37										
38	海老名中学校	1棟西側	49			H23	A	B	大規模改造																		
39	海老名中学校	1棟東側	48			H23	A	B	大規模改造																		
40	海老名中学校	2棟西側	47			H23	A	B	大規模改造	LED照明化 バリアフリー化 (①・②・④)																	
41	海老名中学校	2棟東側	46			H23	A	B	大規模改造																		
42	海老名中学校	3棟	45			H23	A	B	大規模改造																		
43	今泉小学校	屋内運動場	36			H23	A	C	長寿命化																		
44	大谷小学校	屋内運動場	41			H23	A	B	長寿命化																		
45	社家小学校	本館	40			H23	A	B	長寿命化	LED照明化 バリアフリー化 (①・②・④)																	
46	社家小学校	新館	22			H23	A	A	大規模改造																		
47	杉久保小学校	屋内運動場	38			H21	A	B	長寿命化																		
48	杉久保小学校	東側校舎	37			H20	A	B	長寿命化	LED照明化 バリアフリー化 (①・②・④)																	
49	杉久保小学校	中央校舎	37			H20	A	B	長寿命化																		
50	杉久保小学校	西側校舎	35			H20	A	B	長寿命化																		
平成34年度小計																	2,413,676	4,878,900									
51	大谷中学校	屋内運動場	37			H24	A	C	長寿命化																		
52	上星小学校	1館	47			H24	A	B	大規模改造	LED照明化 バリアフリー化 (①・②・④)																	
53	上星小学校	2館	43			H24	A	B	長寿命化																		
54	上星小学校	3館	37			H24	A	B	長寿命化																		
55	今泉小学校	A棟・北側	37			H19	A	B	長寿命化	LED照明化 バリアフリー化 (①・②・④)																	
56	今泉小学校	B棟・南東側	37			H19	A	B	長寿命化																		
57	今泉小学校	C棟・南西側	21			H19	A	B	大規模改造																		
58	杉本小学校	1館	34			H22	A	B	長寿命化	LED照明化 バリアフリー化 (①・②・④)																	
59	杉本小学校	2館	34			H22	A	B	長寿命化																		
平成35年度小計																	2,870,097	4,688,010									
60	大谷中学校	西棟	37			H25	A	B	長寿命化	LED照明化 バリアフリー化 (①・②・④)																	
61	大谷中学校	中央棟	37			H25	A	B	長寿命化																		
62	大谷中学校	東棟	37			H25	A	B	長寿命化																		
63	門沢橋小学校	1棟	43			H25	A	B	長寿命化	LED照明化 バリアフリー化 (①・②・④)																	
64	門沢橋小学校	2棟	38			H25	A	A	長寿命化																		
65	今泉中学校	A棟	34			H19	A	B	長寿命化	LED照明化 バリアフリー化 (①・②・④)																	
66	今泉中学校	B棟	34			H19	A	B	長寿命化																		
67	今泉中学校	C棟	34			H19	A	B	長寿命化																		
平成36年度小計																	2,774,444	3,932,280									
68	海西中学校	1棟西側	43			H9	B	B	長寿命化	LED照明化 バリアフリー化 (①・②・④)																	
69	海西中学校	1棟東側	43			H9	B	B	-																		
70	海西中学校	2棟東側	37			H26	A	B	長寿命化	LED照明化 バリアフリー化 (①・②・④)																	
71	海西中学校	2棟西側(プレハブ)	26			H26	B	B	-																		
72	大谷小学校	南棟東側	49	H22	H26		A	B	大規模改造	LED照明化 バリアフリー化 (①・②・④)																	
73	大谷小学校	南棟西側	48	H22	H26		A	B	大規模改造																		
74	大谷小学校	北棟西側	44	H22	H26		A	C	大規模改造																		
75	大谷小学校	北棟東側	37	H22	H26		A	C	大規模改造																		
76	今泉中学校	屋内運動場	33			H24	A	B	長寿命化																		
77	東柏ヶ谷小学校	北棟	43			H19	A	C	大規模改造	LED照明化 バリアフリー化 (①・②・④)																	
78	東柏ヶ谷小学校	南棟、給食室含む	10				A	A	大規模改造																		
79	東柏ヶ谷小学校	屋内運動場	39			H19	A	B	長寿命化																		
平成37年度小計																	2,126,056	4,877,550									
合計																	15,955,857	31,243,920									

議案第31号

海老名市スクールライフサポート実施要綱及び事務処理要領の一部改正について

別紙のとおり、海老名市スクールライフサポート実施要綱及び事務処理要領の一部改正について、議決を求める。

平成29年12月22日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

小学校新入学用品費の入学前への前倒し支給を実施したいため

**海老名市スクールライフサポート実施要綱及び
事務処理要領の一部改正について**

1 概要

(1) 新入学児童生徒学用品費等の支給時期の早期化

		現 状	改正後
新入学児童 生徒学用品 費等	小学校 1年生	入学後の4月下旬 または7月中旬	入学前の2月下旬

※中学校の早期支給（小学校6年生）は昨年度より実施

※来年度からは中学校の早期支給（小学校6年生）に合わせ、1月下旬としたい。

2 効果

・新入学児童生徒学用品費等の支給の早期化により、実際に入学準備等の費用がかかる時期での支給となることから負担軽減となる。

3 スケジュール

- ・平成30年1月1日要綱・要領改正 ※別添新旧対照表参照
- ・平成30年1月上旬 就学予定者保護者へお知らせ・申請書郵送
- ・平成30年2月上旬 申請締切
- ・平成30年2月中旬 審査・結果通知
- ・平成30年2月末 新入学児童生徒学用品費等支給

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学することが困難と認められる児童、生徒及び<u>就学予定者</u>の保護者に対し、<u>スクールライフサポートとして就学に必要な援助費</u>(以下「援助費」という。)を交付することについて必要な事項を定める。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 この要綱による援助費の交付の対象者(以下「対象者」という。)は、海老名市内に居住し、海老名市立小学校及び海老名市立中学校に在学する児童生徒(以下「児童生徒」という。)<u>及び学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。)</u><u>第5条第1項の規定により翌学年の初めから海老名市立小学校に就学する予定の者(以下「就学予定者」という。)</u>の保護者(施行令第9条第1項に規定する区域外就学(以下「区域外就学」という。))を海老名市教育委員会(以下「教育委員会(以下「教育委員会」という。))が許可した者を含む。))のうち、次の各号のいずれかにか該当する者とする。</p> <p>(1) 申請する年度において、次のいずれかに該当する者。ただし、申請時において、次の事由の当該年度の決定がなされていない場合には、前年度の各事由の決定をもって該当する者とする。</p> <p>ア 生活保護法第26条に基づき保護の停止又は廃止となった者(世帯員の増加による保護の停止又は廃止を除く。)</p> <p>イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づき市町村民税非課税の者</p> <p>ウ 地方税法第323条に基づき市町村民税が减免されている者</p> <p>エ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条に基づき国民年金の保険料が减免されている者</p> <p>オ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づき国民健康保険料が减免又は徴収猶予となっている者又は地方税法第717条の規定により国民健康保険料が减免されている者若しくは地方税法第15条第1項の規定により国民健康保険税にかかる徴収猶予を受けている者</p> <p>カ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づき児童扶養手当の</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学することが困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、就学に必要な援助費(以下「援助費」という。)を交付することについて必要な事項を定める。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 この要綱による援助費の交付の対象者(以下「対象者」という。)は、海老名市内に居住し、海老名市立小学校及び海老名市立中学校に在学する児童生徒の保護者(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条第1項に規定する区域外就学(以下「区域外就学」という。))を海老名市教育委員会(以下「教育委員会」という。))が許可した者を含む。))のうち、次の各号のいずれかにか該当する者とする。</p> <p>(1) 申請する年度において、次のいずれかに該当する者。ただし、申請時において、次の事由の当該年度の決定がなされていない場合には、前年度の各事由の決定をもって該当する者とする。</p> <p>ア 生活保護法第26条に基づき保護の停止又は廃止となった者(世帯員の増加による保護の停止又は廃止を除く。)</p> <p>イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づき市町村民税非課税の者</p> <p>ウ 地方税法第323条に基づき市町村民税が减免されている者</p> <p>エ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条に基づき国民年金の保険料が减免されている者</p> <p>オ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づき国民健康保険料が减免又は徴収猶予となっている者又は地方税法第717条の規定により国民健康保険料が减免されている者若しくは地方税法第15条第1項の規定により国民健康保険税にかかる徴収猶予を受けている者</p> <p>カ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づき児童扶養手当の</p>

<p>支給を受けている者</p> <p>キ 日雇労働被保険者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者</p> <p>(2) 申請する年度の前年における世帯の所得が、生活保護法による海老名市の申請する年度の前年度における保護の基準に基づき算定した年間の最低生活費の1.4倍以下の者</p> <p>(3) 前号の規定にかかわらず、教育委員会は、世帯の所得が著しく減少したことにより、申請する年度の前年所得金額を用いて適否を決定することが適切でない<u>と認められるときは、当該世帯の申請時点における所得状況により適否を決定する。</u></p> <p>(援助の費目及び援助額)</p> <p>第3条 援助の費目及び援助額は別表のとおりとする。</p> <p>2 <u>援助の費目のうち</u>学用品費、通学用品費及び新入学児童生徒学用品費等については、年度当初に第5条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「認定者」という。）のみを交付対象とする。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、就学予定者については教育委員会の指定する期日までに交付の決定を受けたものを交付対象とする。</u></p> <p>4 <u>援助の費目のうち</u>通学費については、施行令第8条に規定する指定学校変更及び区域外就学を教育委員会が認めた者には支給しない。ただし、教育委員会が特に必要と<u>認められた</u>場合には支給することができる。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第4条 援助費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市スクールライフサポート申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて所属学校長（以下「校長」という。）を経由して教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、就学予定者に係る新入学用品費等の交付を受けようとするときは、教育委員会に直接申請しなければならない。</u></p> <p>3 <u>申請者は、教育委員会が指定する日までに第4条第1項の規定による申請をしなければならない。</u>ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(交付決定)</p> <p>第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、<u>その内容を</u>審査し、<u>適当と認めるときは</u>援助費の交付を決定する。</p>	<p>支給を受けている者</p> <p>キ 日雇労働被保険者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者</p> <p>(2) 申請する年度の前年における世帯の所得が、生活保護法による海老名市の申請する年度の前年度における保護の基準に基づき算定した年間の最低生活費の1.4倍以下の者</p> <p>(3) 前号の規定にかかわらず、教育委員会は、世帯の所得が著しく減少したことにより、申請する年度の前年所得金額を用いて適否を決定することが適切でない<u>と認められるときは、申請する年度の前年所得金額にかかわらず当該世帯における申請時点の所得状況により適否を決定する。</u></p> <p>(援助の費目及び援助額)</p> <p>第3条 <u>就学</u>援助の費目及び援助額は別表のとおりとする。</p> <p>2 学用品費、通学用品費及び新入学児童生徒学用品費等については、年度当初に第5条による<u>規定</u>の決定を受けた者（以下「認定者」という。）のみを交付対象とする。</p> <p>3 通学費については、<u>学校教育法</u>施行令第8条に規定する指定学校変更及び区域外就学を教育委員会が認めた者には支給しない。ただし、教育委員会が<u>支給について</u>、特に必要と<u>認める</u>場合には支給することができる。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第4条 援助費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市スクールライフサポート<u>事業費（就学援助費）交付</u>申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて所属学校長（以下「校長」という。）を経由して教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(交付決定)</p> <p>第5条 教育委員会は、前条による申請があつたときは、<u>当該申請の内容について</u>審査し、援助費の交付の<u>適否</u>を決定する。</p>
---	---

2 前項の規定により交付の決定をしたときは、海老名市スクールライフサポート決定通知書（第2号様式）により校長を経由して認定者に通知するものとする。この場合において、就学予定者に係る新入学用品費等の交付を決定したときは、認定者に直接通知するものとする。

(交付の手続)

第6条 教育委員会は、認定者の指定する口座への振込又は校長を経由した認定者への金銭給付によって援助費を交付する。

2 教育委員会は、交付内容を認定者及び校長に対し通知する。

3 認定者は、校長を経由した金銭給付を希望する場合は、あらかじめ校長に対する委任状を教育委員会に提出しなければならない。

4 金銭給付の場合は、校長は領収書を作成し、認定者の受領を証明しなければならない。

(援助費の再交付)

第7条 援助費の再交付は行わない。ただし、災害等やむを得ない理由があると教育委員会が認める場合は、必要の範囲内で再交付することができる。

(変更の届出等)

第8条 認定者は、第4条1項の規定により申請した内容に変更が生じた場合には、速やかにその旨を校長を経由して教育委員会に届けなければならない。この場合において、就学予定者に係る新入学用品費等の交付を受けた者は、教育委員会に直接届けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出を受けたときは、就学援助の継続について再審査の要否を判断するものとする。この場合において、再審査が必要と判断したときは、認定者に再審査に必要な書類の提出を求めることができる。

(取消し及び返還)

第9条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請内容に虚偽又は不正があったとき。

(2) 援助費を本来の目的以外に使用したとき。

2 教育委員会は、前項の規定により援助費の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に援助費が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

2 前項の規定により交付の決定をしたときは、海老名市スクールライフサポート事業費（就学援助費）交付決定通知書（第2号様式）により校長を経由して申請者に通知するものとする。

(交付の手続)

第6条 教育委員会は、認定者の指定する口座への振込又は校長を経由した認定者への金銭給付によって援助費を交付する。

2 教育委員会は交付内容を認定者及び校長に対し通知する。

3 認定者は校長を経由した金銭給付を希望する場合は、予め校長に対する委任状を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、校長は当該委任状の提出があった場合は速やかにこれを教育委員会へ送付しなければならない。

4 金銭給付の場合は、校長は領収書を作成し、認定者の受領を証明しなければならない。

(援助費の再交付)

第7条 援助費の再交付は行わない。ただし、災害等やむを得ない理由があると教育委員会が認める場合は、必要の範囲内で再交付することができる。

(変更の届出等)

第8条 認定者は、申請事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を校長を経由して教育委員会に届けなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する届出を受けた場合、就学援助の継続について再審査が必要と判断するときは、認定者に再審査に必要な書類の提出を求め、再審査するものとする。

(取消し及び返還)

第9条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請内容に虚偽又は不正があったとき。

(2) 援助費を本来の目的以外に使用したとき。

2 教育委員会は、前項の規定により援助費の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に援助費が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、援助費の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

《平成29年4月1日・制定》

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、援助費の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

援助費目及び援助額

費目	援助額	
	小学校	中学校
学用品費 ※1	1年生 1,420円※2	1年生 5,320円※2
	2年～6年 11,420円	2年・3年 22,320円
通学用品費 ※3	2年～6年 2,230円	2年・3年 2,230円
	新入学児童生徒学用品費等 ※4	1年生※6 37,920円
校外活動費(宿泊なし) ※8	1年生※6 32,480円	1年生※6 37,920円
校外活動費(宿泊あり) ※8	6年生※7 37,920円	2,270円
修学旅行費※8	1,570円	2,270円
	3,620円	6,100円
通学費	21,490円	57,590円
	実費額	実費額
学校給食費	実費額	実費額
	実費額	実費額
※中学校配食弁当を含む		

- ※1 通常必要とする学用品(児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品)の購入費とする。
- ※2 認定者のうち、区域外就学を教育委員会が認めた者については、当該金額に小学校1年生は10,000円、中学校1年生は17,000円を加えた額とする。
- ※3 通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等)の購入費とする。
- ※4 新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品(ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等)の購入費とする。
- ※5 就学予定者は、新入学児童生徒学用品費等のみを支給対象とする。
- ※6 前年度において、新入学児童生徒学用品費等の支給を受けている場合には支給しない。
- ※7 当該年度の1月時点における認定者に対し支給する。
- ※8 校外活動費(宿泊なし)、校外活動費(宿泊あり)及び修学旅行費については、上記金額を上限額とする。

別表

就学援助費目及び援助額

費目	援助額	
	小学校	中学校
学用品費 ※1	1年生 1,420円※2	1年生 5,320円※2
	2年～6年 11,420円	2年・3年 22,320円
通学用品費 ※3	2年～6年 2,230円	2年・3年 2,230円
	新入学児童生徒学用品費等 ※4	1年生※6 37,920円
校外活動費(宿泊なし) ※7	1,570円	2,270円
校外活動費(宿泊あり) ※7	3,620円	6,100円
修学旅行費※7	21,490円	57,590円
	実費額	実費額
学校給食費	実費額	実費額
	実費額	実費額
※中学校配食弁当を含む		

- ※1 通常必要とする学用品(児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品)の購入費とする。
- ※2 認定者のうち、区域外就学を教育委員会が認めた者については、当該金額に小学校1年生は10,000円、中学校1年生は17,000円を加えた額とする。
- ※3 通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等)の購入費とする。
- ※4 新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品(ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等)の購入費とする。
- ※5 当該年度の1月時点においての認定者に対し支給する。
- ※6 前年度において、新入学児童生徒学用品費等の支給を受けている場合には支給しない。
- ※7 校外活動費(宿泊なし)、校外活動費(宿泊あり)及び修学旅行費については、上記金額を上限額とする。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

学校様 (さん分)

海老名市教育委員会

海老名市スクールライフサポート決定通知書

標記について、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

認定年月日 年 月 日

※下記表に金額の記載があっても、上記「認定年月日」前の行事等及び学校給食費については、支給の対象になりませんのでご注意ください。

費目	援助額	
	小学校	中学校
学用品費 ※1	1年生※2 1,420円	1年生※2 5,320円
	2年～6年 11,420円	2年・3年 22,320円
通学用品費 ※3	2年～6年 2,230円	2年・3年 2,230円
新入学児童生徒学用品費等 ※4	就学予定者※5 32,480円	1年生※6 37,920円
	6年生※7 37,920円	
校外活動費（宿泊なし） ※8	1,570円	2,270円
校外活動費（宿泊あり） ※8	3,620円	6,100円
修学旅行費 ※8	21,490円	57,590円
通学費	実費額	実費額
学校給食費	実費額	実費額
※中学校配食費当分含む		

- 上記の金額は、「年額」で、「限度額」となっています。「限度額」以内であっても、支給対象とならない費用があります。
- 学用品費・通学用品費・新入学児童生徒学用品費等については、認定年月日が4月1日の認定者のみ（就学予定者・小学校6年生に対する新入学児童生徒学用品費等を除く）の支給となります。
- ※1 通常必要とする学用品（児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要な学用品）の購入費とします。
- ※2 認定者のうち、区域外就学を教育委員会が認めた者については、当該金額に小学校1年生は10,000円、中学校1年生は17,000円を加えた額となります。
- ※3 通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等）の購入費とします。
- ※4 新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等）の購入費とします。
- ※5 就学予定者は、新入学児童生徒学用品費のみを支給対象とします。
- ※6 前年度において、新入学児童生徒学用品費等の支給を受けている場合には支給しません。
- ※7 当該年度の1月時点における認定者に対し支給します。
- ※8 校外活動費（宿泊なし）、校外活動費（宿泊あり）及び修学旅行費については、上記金額を上限額とします。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

学校様 (さん分)

海老名市教育委員会

海老名市スクールライフサポート事業費（就学援助費）交付決定通知書

標記について、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

認定年月日 年 月 日

※下記表に金額の記載があっても、上記「認定年月日」前の行事等及び学校給食費については、支給の対象になりませんのでご注意ください。

費目	援助額	
	小学校	中学校
学用品費 ※1	1年生※2 1,420円	1年生※2 5,320円
	2年～6年 11,420円	2年・3年 22,320円
通学用品費 ※3	2年～6年 2,230円	2年・3年 2,230円
新入学児童生徒学用品費等 ※4	1年生 32,480円	1年生※6 37,920円
	6年生※5 37,920円	
校外活動費（宿泊なし） ※7	1,570円	2,270円
校外活動費（宿泊あり） ※7	3,620円	6,100円
修学旅行費 ※7	21,490円	57,590円
通学費	実費額	実費額
学校給食費	実費額	実費額
※中学校配食費当分含む		

- 上記の金額は、「年額」で、「限度額」となっています。「限度額」以内であっても、支給対象とならない費用があります。
- 学用品費・通学用品費・新入学児童生徒学用品費等については、認定年月日が4月1日の認定者のみ（のみの支給となります。）
- ※1 通常必要とする学用品の購入費（児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要なとされる学用品）とします。
- ※2 認定者のうち、区域外就学を教育委員会が認めた者については、上記金額に小学校1年生は10,000円、中学校1年生は17,000円を加えた額の支給となります。
- ※3 通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等）の購入費とします。
- ※4 新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等）の購入費とします。
- ※5 当該年度の1月時点における認定者に対し支給します。
- ※6 前年度において、新入学児童生徒学用品費等の支給を受けている場合には支給しません。
- ※7 校外活動費（宿泊なし）、校外活動費（宿泊あり）及び修学旅行費については、上記金額を上限額とします。

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>教育委員会では、スクールライフサポート実施に関する事務処理を次のように行う。</p> <p>1 スクールライフサポート制度の周知徹底</p> <p>(1) 教育委員会は、この制度の存在及び趣旨について、広報、お知らせ文書等により保護者への周知を図る。</p> <p>(2) 教職員は、新入学児童生徒説明会、家庭訪問の際、その他必要に応じ、保護者への周知を図る。</p> <p>2 認定事務手続</p> <p>対象者の認定手続は、次の事務手続により行う。</p> <p>なお、認定及び否認定の効果は、当該年度の終了をもって消滅する。</p> <p>(1) 申請書の受付</p> <p>援助費の交付を希望する者（以下「申請者」という。）については、次のとおり申請書を提出しなければならない。</p> <p>ア 年度当初の認定にあたっては、校長は申請書を教育委員会が指定する日までに学校において受け付け、速やかに教育委員会へ提出する。</p> <p>イ 年度途中の認定にあたっては、校長は申請書を随時学校において受け付け、速やかに教育委員会へ送付する。</p> <p>ウ 就学予定者については、教育委員会が指定する日までに教育委員会へ提出するものとする。</p> <p>エ 申請書には、認定要件を満たすことを証明する書類等又は申請者及び申請者と生計を共にする者で収入のある者全員の申請する年度の前年の収入状況を明らかにする証明書等を添付しなければならない。</p> <p>(2) 認定及び通知</p> <p>ア 教育委員会は、提出された申請書の内容を審査し、収入状態や学校、家庭内の状況を総合的に判断し、対象者の認定事務を行う。</p> <p>イ 教育委員会は、認定事務終了後速やかに、校長を経て申請者に対してその結果を通知し、校長に対しては、名簿にてその結果を通知する。ただし、就学予定者については、直接保護者に結果を通知する。</p> <p>ウ 校長は、教育委員会から送付された名簿を保管し、異動事項の記入等常時</p>	<p>教育委員会では、スクールライフサポート事業費 (就学援助費) 交付に関する事務処理を次のように行う。</p> <p>1 就学援助制度の周知徹底</p> <p>(1) 教育委員会は、この制度の存在及び趣旨について、広報、お知らせ文書等により保護者への周知を図る。</p> <p>(2) 教職員は、新入学児童生徒説明会、家庭訪問の際、その他必要に応じ、保護者への周知を図る。</p> <p>2 認定事務手続</p> <p>対象者の認定手続は、次の事務手続により行う。</p> <p>なお、認定及び否認定の効果は、当該年度の終了をもって消滅する。</p> <p>(1) 申請書の受付</p> <p>就学援助の交付を希望する者（以下「申請者」という。）については、次のとおり申請書を提出しなければならない。</p> <p>ア 年度当初の認定にあたっては、校長は申請書を教育委員会が定める日までに学校において受け付け、速やかに教育委員会へ提出する。</p> <p>イ 年度途中の認定にあたっては、校長は申請書を随時学校において受け付け、速やかに教育委員会へ送付する。</p> <p>ウ 申請書には、認定要件を満たすことを証明する書類等又は申請者及び申請者と生計を共にする者で収入のある者全員の申請する年度の前年の収入状況を明らかにする証明書等を添付しなければならない。</p> <p>(2) 認定及び通知</p> <p>ア 教育委員会は、校長から提出された申請書の内容を審査し、収入状態や学校、家庭内の状況を総合的に判断し、対象者の認定事務を行う。</p> <p>イ 教育委員会は、認定事務終了後速やかに、校長を経て申請者に対してその結果を通知し、校長に対しては、名簿にてその結果を通知する。</p> <p>ウ 校長は、教育委員会から送付された名簿を保管し、異動事項の記入等常時</p>

<p>整備をする。</p> <p>エ 教育委員会は、認定者のうち、学校給食費の滞納がある者に対し、学校給食費の滞納分を支払う旨の誓約書を取ることができる。</p> <p>(3) 認定日</p> <p>認定日については、次のとおりとする。</p> <p>ア 教育委員会が指定する年度当初の期日までに申請書の提出があった者については、4月1日を認定日とする。</p> <p>イ 年度途中に申請する者については、申請書を校長に提出した日をもって認定日とする。ただし、当該申請原因となる事由が確定した日が特定できる場合、申請原因となる事由が確定した日とすることができる。</p> <p>(4) 認定解除</p> <p>教育委員会は、次の場合において第2条第2項の認定を解除する。</p> <p>① 生活保護が開始された場合</p> <p>② 児童生徒が市外へ転出した場合。ただし、区域外就学を教育委員会が認めた者は、この限りでない。</p> <p>③ その他の理由により、解除することが適当であると教育委員会が認める場合</p> <p>(5) 児童生徒の異動</p> <p>教育委員会及び校長は、児童生徒の異動について、次のとおり事務処理を行う。</p> <p>① 転出の場合</p> <p>ア 校長は、児童生徒の異動を「児童生徒異動報告書」(第3号様式)により、速やかに教育委員会へ報告する。</p> <p>イ 教育委員会は、校長からの報告を受けた後、速やかに台帳の整理等必要な事務処理を行う。</p> <p>② 転入の場合</p> <p>ア 教育委員会は、児童生徒の市内における転校については、転出学校の校長からの報告に基づき事務処理後、転入学校の校長に対して文書により通知する。</p> <p>イ 校長は、児童生徒の市内における転校について校長間で連絡調整を行い、支給事務が円滑かつ的確に行われるように努めなければならない。</p> <p>ウ 校長が市外から転入した児童生徒が前住地において援助費を受給している</p>	<p>整備をする。</p> <p>エ 教育委員会は、認定者のうち、学校給食費の滞納がある者に対し、学校給食費の滞納分を支払う旨の誓約書を取ることができる。</p> <p>(3) 認定日</p> <p>認定日については、次のとおりとする。</p> <p>ア 教育委員会が定めた年度当初の期日までに申請書の提出があった者については、4月1日を認定日とする。</p> <p>イ 年度途中に申請する者については、申請書を校長に提出した日をもって認定日とする。ただし、当該申請原因となる事由が確定した日が特定できる場合、申請原因となる事由が確定した日とすることができる。</p> <p>(4) 認定解除</p> <p>教育委員会は、次の場合において第2条第2項の認定を解除する。</p> <p>① 生活保護が開始された場合</p> <p>② 児童生徒が市外へ転出した場合。ただし、区域外就学を教育委員会が認めた者は、この限りでない。</p> <p>③ その他の理由により、解除することが適当であると教育委員会が認める場合</p> <p>(5) 児童生徒の異動</p> <p>教育委員会及び校長は、児童生徒の異動について、次のとおり事務処理を行う。</p> <p>① 転出の場合</p> <p>ア 校長は、児童生徒の異動を「児童生徒異動報告書」(第3号様式)により、速やかに教育委員会へ報告する。</p> <p>イ 教育委員会は、校長からの報告を受けた後、速やかに台帳の整理等必要な事務処理を行う。</p> <p>② 転入の場合</p> <p>ア 教育委員会は、児童生徒の市内における転校については、転出学校の校長からの報告に基づき事務処理後、転入学校の校長に対して文書により通知する。</p> <p>イ 校長は、児童生徒の市内における転校について校長間で連絡調整を行い、支給事務が円滑かつ的確に行われるように努めなければならない。</p> <p>ウ 校長が市外から転入した児童生徒が前住地において援助費を受給している</p>
---	--

たことを知り得た場合は、当該児童生徒の保護者に対して申請の助言を行う。

3 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

《平成29年4月1日・制定》

ことを知り得た場合は、当該児童生徒の保護者に対して申請の助言を行う。

3 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

第3号様式（第2条関係）

年 月 日

海老名市教育委員会殿

学校名
校長名

印

児童生徒異動報告書

このことについて、下記のとおり異動がありましたので報告します。

児童生徒名		年 組
保護者名		年 組
住 所	海老名市	
異 動	<input type="checkbox"/> 市内転居	転学先学校名
	<input type="checkbox"/> 市外転出	
事 由	転居先 〔転出先〕 住 所	
	連絡先	
事 由	<input type="checkbox"/> 保護者の変更	新保護者名
	<input type="checkbox"/> 姓の変更	新姓名
異動年月日	年 月 日	
備 考		

第3号様式（第2条関係）

年 月 日

海老名市教育委員会殿

学校名
校長名

印

児童生徒異動報告書

このことについて、下記のとおり異動がありましたので報告します。

児童生徒名		年 組
保護者名		年 組
住 所	海老名市	
異 動	<input type="checkbox"/> 市内転居	転学先学校名
	<input type="checkbox"/> 市外転出	
事 由	転居先 〔転出先〕 住 所	
	連絡先	
事 由	<input type="checkbox"/> 保護者の変更	新保護者名
	<input type="checkbox"/> 姓の変更	新姓名
異動年月日	年 月 日	
備 考		